

平成16年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成16年3月9日(火曜日)
午前9時58分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(22名)

議長	中西	勇夫	君
副議長	吉田	栄	君
1番	吉岡	文子	君
2番	広島	雄偉	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	白木	優志	君
5番	小関	勝教	君
6番	福庄	計夫	君
7番	土井	敏興	君
8番	谷内	八重子	君
9番	長谷川	吉春	君
10番	米田	良克	君
11番	古関	充康	君
12番	矢部	正義	君
13番	谷村	孝一	君
14番	川本	政芳	君
15番	内馬場	克康	君
16番	本郷	幸治	君
18番	紫藤	政則	君
19番	荘司	光雄	君
20番	林	国夫	君
22番	長岡	正勝	君

◎出席説明員

市長	井坂	紘一郎	君
助役	田淵	明信	君
企画財政部長事務取扱			
収入役	伊藤	順一	君
総務部長	五十嵐	義昌	君
市民部長	三谷	純一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長			
	板東	知文	君
経済部長	天野	修二	君
建設部長	酒巻	進	君
水道部長	加藤	誠	君
市立美唄病院事務局長			
	堀川	泰雄	君
消防長	佐藤	賢治	君
総務部総務課長	奥山	隆司	君
総務部総務課長補佐	佐藤	裕子	君
教育委員会委員長	藤井	忠一	君
教育委員会教育長	村上	忠雄	君
教育委員会教育部長	吉田	讓	君
選挙管理委員会委員長			
	熊野	宗男	君
選挙管理委員会事務局長			
	稲村	秀樹	君
農業委員会会長	西舘	隆志	君
農業委員会事務局長	遠藤	等	君
監査委員	佐藤	昭雄	君
監査事務局長	松本	慶春	君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津 敬一 君

次 長 和田友子君
総務係長 村橋広基君

午前9時58分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

7番 土井敏興君

8番 谷内八重子君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10番米田良克君。

●10番米田良克君（登壇） 2004年第1回定例会に当たり、大綱2点について教育長にご質問をいたします。

大綱の1点目は、市民サークルの活動場所についてであります。多くの市民の皆さんが自分たちで活動サークルをつくって、さまざまな場所で活動しておられます。市民会館、それから勤労青少年ホーム、総合福祉センター、ピパオイの里プラザなど、これらの利用状況についてお尋ねをいたします。

そして、活動場所の確保の問題でありますけれども、これらのサークルの活動内容については、健康づくりがあったり、それからそういうふうに目指してはいないとしても、結果として介護予防に役立つとか、あるいは自主的な芸術、文化活動の推進など、多くの中身があるというふうに思います。活動の活発

化あるいは内容の充実が図られるように、市あるいは教育委員会としてもしっかりとサポートできる部分は、これはすべきだというふうに思います。自主的なサークルですから、運営等はみずから行って、ただ活動の場がどうしても必要だということになります。聞くところによりますと、新年度から勤労青少年ホームの一般開放事業がなくなるというふうにお聞きをしました。ここでは、少なからずのサークルが活動をされておるといふふうに聞いております。他の施設ですんなりと受け入れができるということであればいいわけありますけれども、それぞれの施設は施設でまた利用者がおられるわけですし、その辺の活動場所の移動がスムーズにできるように市あるいは教育委員会がその辺の調整など、努力をされているのかどうか、あるいはその見通し等お持ちになっていらっしゃるらっしゃれば、その辺のことをお伺いしたいということでありませう。

なお、この件につきましては市長と教育長にお伺いをするということで質問を提出したのでありますが、両者の協議で、まとめて教育長の方から答弁をいただくというふうにお聞きをしておりますので、議長の方でよろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

大綱の2点目は、教育行政についてであります。まず、教育行政執行方針の中で教育改革の方向と教育基本法や義務教育費国庫負担の見直しなど、これらの関連について述べられております。それらを含めて直接述べられていない部分も入りますけれども、7点ほど具体的にお尋ねをいたします。これらの同僚議員の質問もさきにございましたけれども、

改革あるいは教育基本法のこと、それから義務教育費国庫負担の問題と、これらについてどんなふうにその内容の把握をされ、認識をしておられるのか、それぞれについてお尋ねをいたします。

2つ目は、「豊かな個性と創造性に富む人づくり」という文言がございますが、これは内容をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

それから、「生きる力」という言葉が何度か出てまいります。これは昨年の教育長の執行方針演説の中では、みずから学びみずから考える「生きる力」というふうになっておりますが、内容に変化があったのかどうか、その辺のところをお伺いします。

それから次に、学校選択制についてですが、隣の岩見沢市は17年度から中学校について学校選択制を取り入れるという決定をされたというのを新聞で見ました。それから、江別市においては小学校、中学校について、これも学校選択制の実施について決定がなされたということでもあります。先ごろ美唄の市P連の主催で学校選択制のいわば最も先進的な実践をやっておる東京品川の教育長の講演を聞かせていただきました。それらの動き等を見て、学校選択制というものについての見解及び美唄市としての具体的な取り組み、たとえば実施等、どんなふうに考えておられるのかお尋ねをいたします。

次に、習熟度別指導についてお尋ねをいたします。習熟度別指導という言葉は、余りなじみのある言葉ではありません。これは、簡単に言えば、教育長は十分ご存じかと思えますけれども、1つのクラスの中に、35人な

ら35人の子どもがいたときに、たとえば特定の教科、小学校の場合は算数が多いそうではありますが、算数について主としては成績の状況によって新たにグループをつくる。それは、たとえば比較的指導に時間のかかる子どもたち、理解の早い子どもたちあるいはその中間の子どもたちというぐあいにクラスの中をさらに分けて、そして指導の徹底を図るために行う指導というふうに理解をしておりますが、これについての考え方をお尋ねしたいと思いますし、それから美唄市内の実施状況についてもお尋ねをいたします。

次、6番目ですが、「特別支援教育」という言葉が執行方針の中に出てまいります。これは、従来なかった言葉かと思えますし、それから障害児教育にかかわる事柄というふうに読ませていただきましたが、内容はどのようなものであるのか、それから学校体制どんなふうになっているのか、その辺のところをお尋ねをしたいと思います。

次に、7番目として教職員の研修についてであります。研修が非常に大事だということで、力を入れられるということが述べられております。現在の教職員の研修体制というのがどんなものであるのかということ。それから、初任者研修で本年度から始まったと聞いております10年研修の内容、それからそれらの研修に参加する教職員の参加体制がどんなふうになっているか、参加できる体制づくりということ。それから、日常的に勤務が大変過重だというふうに聞いておりますけれども、研修の強化ということで、さらにそこに負担がかかるのではないかということの懸念もあります。それらについての考え方をお尋

ねいたします。

次に、教育行政の2点目として「君が代」「日の丸」の強制の問題についてお伺いをいたします。

きょうは3月9日でありまして、もう数日で中学校の卒業式を迎えます。本日は、時ならぬ大雪ということになりましたけれども、私は長く学校に勤務しておりましたので、この時期になりますと卒業式を迎える学校の光景、学校の周りの風景とか、そういうものが浮かびます。ただ、ここしばらくこの問題をこの時期に議会で取り上げさせてもらっておりますけれども、大変気持ちが重くなるという、そういう時期でもあります。

実は、ご存じのとおり99年8月に国旗・国歌法が成立をいたしました。ところがその後全国の学校で、「君が代」「日の丸」の実施率が飛躍的に上がりました。すでに高かった地域も随分あるんですけれども、数字的にいうと限りなくゼロに近いとか、実施率は3割とか4割とか5割とか、そういう県によってかなりばらつきがありましたけれども、もう相当ばらつきがあったわけです。これがその99年8月に国旗・国歌法が成立して、そして明けて2000年3月に最初の卒業式ということになって、4月は入学式ということになるわけですが、そのあたりから90%を超えるという状況に、劇的な変化をしたわけでありまして。現在では、全国的にほとんど100%になったのではないかというふうに理解をしております。

これは、私の理解としては職務命令、それから懲戒処分、これらを振りかざすといいますが、そして強制を学校に対してしていくと、

こういう結果だというふうに思います。ことしに入って読んだものの中に、広島県の例が出ておりましたけれども、広島県府中市の例では2000年の入学式の方、これは府中市の中の小中学校では実施ができなかったんです。県の教育委員会は、府中市に対して校長の処分を行うから内申をしてくださいということの指示を出したわけです。私どもで言えば、北海道教育委員会に美唄の先生方であれば雇われているわけです。そして、美唄の学校に勤務場所として発令されるという形になります。それで、たとえば道の教育委員会が懲戒処分を行おうとしたときに該当の勤務地である市町村の教育委員会が処分の内申を道の教育委員会に対して出すわけです。これを受けて道の教育委員会は処分を発令すると、こういう仕組みになっております。ですから、市教委の内申、道教委の処分発令と、こういうルールです。ところが、府中市は校長に対して職務命令を出していないので、処分内申はできませんということとその県教委に対して返事をしたんです。そうしましたら、県教委は内申なしの処分発令をやりました。これは、非常に乱暴な行為であります。行政の手続きを1つ飛ばして、該当の校長を全員処分したんです。

広島県は、98年か99年かちょっと記憶定かではありませんが、それまではどちらかというと広島県は実施率の低い県だったわけですが、文部省の課長が県の教育長として赴任しました。以降強力に指導が入るようになってきて、いまの府中市のような話になったのです。これ以降毎卒業式・入学式ごとに、まず最初の1年目はほとんど校長です

ね、数十人単位で処分がどんどん出されて、校長が全部従うようになった。今度は、たとえば卒業式のときに「君が代」斉唱というふうになったときに立たないという教職員がいたときに、それに対する処分をすると。これも、恐らく指導しても言うことを聞かないというケースの場合は戒告だと思います。戒告あるいは訓告と、こういう処分。中には注意というのもありますけれども、そういう形でもう広島においては「日の丸」「君が代」の実施は当然、そして「君が代」斉唱というふうになったときに起立しない教職員はいないと、もう皆無という状況になったということが報道されております。たとえば1つ例を挙げると、こういう形で処分による強制ということで、「日の丸」「君が代」の実施が各学校でなされていっているということです。

これもちょうど国旗・国歌法の時期になりますけれども、東京の国立市の小学校の例が大きく報道されましたから、お聞き及びかもしれませんが、この場合は卒業生が卒業式の式場に「日の丸」を掲げた校長に対して抗議をしたんです、6年生の卒業生。これに対して右翼の街宣車が70台もその学校に集まって、そのメンバーが学校の中に入って子供たちを追っかけ回すと、中には家庭まで行って写真を撮っておどかすという、そういう行為に出たという非常に極端なケースもございます。これは、行政機関ではもちろんありません。右翼団体の行動です。そういうふうに周りから圧力をかけるという形もあります。

あと実際卒業式に当たって、「君が代」を斉唱のときに着席していた生徒を後に教師が呼んで、なぜ立たなかったのかという事情聴

取を厳しく行うというケースが随分たくさん出てきたそうであります。北海道の場合は、苫小牧市においてあらかじめ立つのか、立たないのかというような調査をしたというのがございました。

さて、美唄の話になりますが、美唄の場合は「日の丸」を中心にして、道旗と市旗の3旗並べる形で卒業式・入学式でその式場に掲げるという指導を教育委員会が行っておりますけれども、これについては前にも申し上げましたが、いわば何らの根拠もなく、そういう形で卒業式の内容について教育委員会が介入するというのは私は誤りだというふうに考えておりますので、ここをぜひ是正をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、卒業式・入学式については学校長と教職員とが十分に話し合っ、合意に基づいた内容で運営されるべきというふうに考えますけれども、この考え方についてはいかがでありましょうか。

それから、もう1点は、憲法・教育基本法とのかかわりについてでありますけれども、憲法の第19条では思想、良心の自由の保障ということ、それから教育基本法では行政が教育内容に立ち入るべきでないという条文がございます。これらとのかかわりを考えて、いわば強制にわたる指導というものはなされるべきでないというふうに考えますけれども、この点についての見解を改めてお尋ねをいたします。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、市民サークルの活動場所に係る勤

労青少年ホームの一般開故事業の見直しについてでございますけれども、現在中央小学校区の放課後児童施設として隣接する児童館を使用しておりますが、児童館は老朽化と1日約40名の子どもたちが利用することにより狭隘であることから、子どもたちが伸び伸びと活動できる環境を確保したい、このようなことから勤労青少年ホームを放課後児童施設として利用しようとするものでございます。これまで勤労青少年ホームの一般開故事業として利用されてこられました団体、サークル活動の方につきましては11団体となっておりますが、これらの団体の皆様にはホーム開故事業の見直しについて十分ご説明をし、ご理解をいただいたところでございます。

なお、今後につきましては総合体育館や公民館など、あるいは福祉施設等において引き続きスムーズに活用していただくことができるように各施設との調整に努めているところでございますし、また努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

なお、各施設の利用状況等につきましては、教育部長からご答弁を申し上げます。

次に、教育改革の方向等についてでございますが、平成16年度の教育行政執行方針には、昨年 of 国の動向のうち大きなものについて記載をしたところでございます。教育基本法につきましては、昨年 of 見直し議論の中で、教育振興基本計画を策定し、実効ある改革が必要であるとの提言がなされております。

また、義務教育費国庫負担制度につきましては義務教育の水準を確保しつつ、教職員の給与や配置について地方の裁量を拡大することなどが議論されました。これらは、いずれ

も我が国の教育の根幹をなす法律、制度であります。したがって、今後も議論は続くものと承知しておりますし、今後の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。教育委員会といたしましては、昨今 of 変化の激しい社会の中でこそしっかりと不易と流行を見きわめた教育を進めていくことが必要であると、このように考えているところでございます。

次に、「豊かな個性と創造性に富む人づくり」につきましては、文化と交流のまちづくりを進めるために子どもたち1人ひとりが豊かな個性の源泉となる基礎、基本や課題解決能力、そして豊かな人間性などを身につけ、将来 of 本市のために、その個性と創造性を発揮していただきたいという願いを表現したものでございます。

次に、「生きる力」につきましては、本年4月に学習指導要領が一部改定されますが、「生きる力」の育成はその基本的なねらいでありますことから、根幹の部分を変えるものではない、このように受けとめているところでございます。

次に、学校選択制度についてでございますが、教育委員会としては平成9年、当時の文部省指導通達により保護者の意向などに配慮しながら、現行 of 通学区域制度の弾力化に努めてきたところであります。現在の岩見沢市及び江別市における取り組みの趣旨は、学校選択という手段を通じての教育環境の整備及び学校の活性化であると受けとめております。教育委員会といたしましては、現在この制度の導入は考えておりませんが、各学校が地域の特性をいかした魅力ある学校づくりに取り組

んでいけるよう引き続き適切な指導助言に努めてまいります。

次に、習熟度別指導についてであります。市内では本年度ティームティーチングや少人数指導を行っておりますが、習熟度別指導の実施報告は受けておりません。教育委員会といたしましては、各学校がきめ細やかな学習指導により子どもたちに基礎、基本やみずから学びみずから考える力を身につけさせるために、習熟度別指導など指導方法や指導体制の工夫、改善を図る際は、十分な検討の上、適切に実施するよう指導、助言に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、「特別支援教育」についてであります。学習上の不適應について、何らかの中樞神経系の異常が仮定されるLD児など、従来の障害児教育には含まれなかった障がいのある児童生徒も含めた支援を行うものであります。現在は札幌、千歳、岩見沢の3市が道からモデル事業の指定を受け、今後の特別支援教育のあり方などの調査、研究に取り組んでいる段階であります。教育委員会といたしましては、これが緊要の課題であることから、美唄養護学校及び関係機関と連携し、本市独自の特別支援教育の体制整備に取り組んでいるところでございます。

次に、職員研修についてであります。これまでの初任者研修に加え、本年度より10年経験者研修が法制化されたことにより、研修機会の充実が図られたところでございます。対象となった教職員は、公務多忙な中で積極的に参加しており、特に本年度空知教育局からは本市の対象者を含め、非常に意欲的な研修態度であったと聞いております。

その一方で各種研修会の参加に当たっての校内体制の整備や教職員1人ひとりの自主的な研修機会の確保が大切でありますことから、教育委員会といたしましては空知教育局との連携に努めるとともに、日常的な多忙解消のための一層の取り組みに努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、国旗・国歌についてであります。学習指導要領に基づき国際社会に生きる日本人としての自覚を育てる上から、卒業式や入学式などにおいては国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは大変重要であります。

また、公教育推進の観点からも、各学校においては国旗・国歌を適切に指導することが大切であると、このように考えているところでございます。

その上で、国旗、北海道旗、美唄市旗の3旗掲揚につきましては、卒業式や入学式が厳粛かつ清新な雰囲気の中で、児童生徒1人ひとりが新しい生活に向け、集団への帰属感あるいは連帯感を深める機会の1つであると考えております。このことから道民及び美唄市民としての意識を深めるという教育委員会の主体的な判断のもとに3旗掲揚を指導しているところであり、実施後3年が経過したいま、各学校には定着したものと受けとめているところでございます。国旗・国歌の実施は、児童生徒はもちろんのこと、個人の思想、良心の自由を侵すものではありませんが、教職員については公教育推進の観点から学習指導要領に基づき、適切な指導に当たらなければならない、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 教育部長。

●教育部長吉田 讓君 市民会館、勤労青少年ホームなどの利用状況につきましては、私からお答えをさせていただきます。

平成14年度末における各施設の利用状況であります。サークル活動で使用する公民館は1,626回、2万2,193人の利用となっており、貸し館としての市民会館は会議や音楽会等の利用で5万4,249人、また勤労青少年ホームは総数で1万2,625人の利用があり、うち一般開放におけるサークルでの使用は555回で、6,887人となっております。総合福祉センターは、3万8,963人で、そのうちサークルの利用は3,000人程度、またピパオイの里プラザにつきましては6,814人で、そのうち陶芸等のサークル利用が2,000人程度となっております。

●議長中西勇夫君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 一通り答弁をいただきました。

1点目の問題は、全部すばっと入るかどうかは別といたしまして、十分に努力をしていただけるということでもありますから、その点はひとつぜひご努力をいただきたいというふうに思います。

教育行政について、もう1度お尋ねをいたします。最初の教育改革の問題であります。教育改革は私どもわかりやすい受けとめ方で言えば、学校5日制の完全実施、そしてゆとり教育の実施ということだったというふうに思います。ただ、ゆとり教育の部分では始まってすぐ学力低下問題というのが声高に取り上げられるという状況があるのはご存じのとおりであります。ただ、実は完全実施の前か

ら、学習指導要領の内容が3割削減になるということが出たときからすでもう、いわば実施前からその学力低下問題というのはかなり、いまになって考えれば意図的に取り上げられたのかなというふうに私は感じますけれども、取り上げられて、これがいわば見直しという形にいまなってきつつあるというのは理解しております。

さて、教育基本法の見直しの問題でありますけれども、これがいわばいま開会中の国会の中にも、あるいは提案されるのではないかという政治日程に上るような、そういう話も一時かなり聞こえました。現在やや流動的になっているようでもありますけれども、この大きく取り上げられている教育基本法の見直しの最大の理由は、私は愛国心教育を加えることにあるというふうに受けとめております。教育長にお尋ねをしたいのは、いまの教育基本法がなぜつくられたのか、その理由をどんなふうに理解されておられるか、そして教育基本法がつけられたその理由というものはいまもう必要なくなって、したがって教育基本法の改正が議論されるというふうになっているのか、その辺の判断をお尋ねをしたいということでもあります。

それから、義務教育費国庫負担制度については大事だということはおっしゃられましたけれども、これは毎年美唄市議会でも意見書の採択をいただいている問題でありまして、国家財政の逼迫に伴って、その教育費の一般財源化がどんどん進められています。これは、自治体の財政力にかかわりなく、子どもたちの教育の一定レベル維持のために長く機能してきたものでありまして、地方分権を理由に

して、現在の地方財政逼迫状態の中で一般財源化されたときに、教育にかけられてくる経費というものがどうなるかというのは、先が見えるような気がいたします。ぜひこれは守らなければならないという考え方を持っておりますけれども、この辺の認識をお伺いをいたします。

次、2つ目の「豊かな個性と創造性に富む人づくり」についてであります。学校教育という場で考えたときに、豊かな個性と創造性に富む子どもたちを育てたいと、これは皆さん考えることかと思っておりますけれども、では学校で子どもたちに接する教師というものが、教師自身が豊かな個性を持って創造性に富む人間でなきゃならないというふうに私は思うわけですが、この辺の考え方についてお尋ねをいたします。

次に、学校選択制の問題ですが、学校側のそれぞれの置かれている場所によって、地域の特性というものをいかした教育が行われるわけですし、それぞれその学校、学校の魅力というのを持っているというふうに考えております。美唄としては、選択制の導入は考えないという答弁をいただきましたけれども、私はこの制度の持つ問題点についてはぜひ把握をしていただきたいというふうに思うのです。子どもが学ぶというよりは、親が子どもが学ぶ学校は選びたいというか、選択の自由という考え方はちょっと正しいようにも見えますけれども、すべての家庭が、そしてすべての子どもが選択の自由というものを行使できる状態になっているのか。そのことを抜きにして、このことの実施というものを考えるべきではないというふうに思います。

中身はちょっと違うのですけれども、現在の高等学校の普通課の学区制度がございます。この地域は空知第1学区ということで、美唄から岩見沢、それから月形ですか、三笠まで入りますか、その辺が1つの学区になっております。かつては小学区制でありまして、私どもが高校へ行っていた時代はそうだったんですが、美唄で普通科に入ろうとすれば、美唄東高校しかない、選択はなかったんです。そこしかないということでありました。ですから、中には越境入学なんていうことで、岩見沢行くとか札幌行くとか、そういう人もいたようですけれども、これはもちろん極めてまれなケースでありました。ところが、昭和40年代になって、大学区制が実施されるということになって、大学区制はやってみて、かなりはっきり弊害も出たということもあつたんでしょう。現在の学区制にほぼ手直しをされるという、そういう経過をたどっておりますけれども、結果は学校間格差というものを生んでしまいました。そして、それは拡大固定化へと進んでしまったということです。

中身は違いますが、私は現在議論されている学校選択制の先に見えるものは、一部のエリート校づくりと、そしてその他の学校といいますか、そういう形になっていく。そしてだんだん財政状況も厳しいわけですから、一部いい結果を出す学校には潤沢に予算を配分すると。その他の学校については、絞って絞っていくと。これは、予算だけではなくて、たとえば教員人事についてもというぐあいに、その格差の拡大固定化に向かってどんどん進みかねないのではないかと。もしかしたら教育行政がその方向を目指しているの

かなという、そういう疑問すら感じるわけ
あります。ですから、この辺のところは当面
美唄は手をかけないということではあっても、
十分に検討されるべきではないかというふう
に考えます。ご見解をお伺いいたします。

それから次に、習熟度別指導についてであ
りますけれども、美唄はやられていないとい
う答弁をいただきましたが、関係の本を読ん
でみますと、全国的には随分多くの学校が取
り入れているというふうに書かれております。
割合でいいますと、2003年度の文部科学
省の調査では、小学校で74%、中学校では
67%の学校が習熟度別指導を取り入れている
という数字になっているんです。しかも、
文部科学省の出す文書の中に、習熟度別指導
という言葉が出たのは、2001年1月だそ
うです。ですから、2001年、2002年、
2003年と、わずか3年の間に急激に全国的
に広まっていったという数字なんです。

これは、美唄でもこの取り組みはなされて
いるようですけれども、少人数指導というの
がいま細かな学習指導をしていくために取り
入れられているわけです。ティームティーチ
ングのお話をいただきましたけれども、
この少人数指導のための教員配置というのが
習熟度別指導をどんどん広げる役割りを果た
しているように聞きます。実際の習熟度別指
導を行う学校の場合は、学校がたとえばテス
トをして、成績の分類をするというような、
そういうことはやっておらないわけで、親や
子供の希望を聞いて、クラス編成といいま
すか、グループ編成といいますか、そういう
ことをやるようです。したがって、子どもが希
望した、親も希望した、そういう足跡を残し

て習熟度別指導に手をかけるということで、
このことはもし弊害が出たときに、これはあ
なたが希望したことですよという、そういう
抜け道を最初から用意しているのではないか
という危惧を抱きます。

2クラスの学年のところ少人数指導の教
師を1人配置して、そこで2つのクラスを3
グループに分けて指導をすると、こういうや
り方、4クラスを5グループに分けるとか、
そういうやり方をしているケースが多いよう
です。そして、張り切りコースとか、のんび
りコースとか、そういう名前をつける。ウサ
ギさんコースとか、カメさんコースとか、中
には松、竹、梅という分け方もあるんだそ
うです。ちょっと笑えない話です。でも、何と
おかしなことを考える、学校が考えること
ですから、ちょっと信じがたいんですけれど
も、そういう形で先ほど申し上げたような数
字で、全国で現在進行中だということです。

ですから、世界的に見ますと日本の教育と
いうのは平等教育だということをずっと言わ
れてきました。私は、実際に平等教育が日本
でずっと続いているかということ、それは疑問
があると思うのです。というのは、一番よく
言われるのは、東大に入る学生の家庭を調べ
たら、所得のランクがかなり高い子たちばか
りだと。だから、所得制限があるわけじゃな
いんですけれども、現実には所得制限という
ものがあるのと同じ形になっていると。これ
は、もう随分前からの話です。

ただ、一般的に日本の教育は平等だと、何
でこんなにくそ平等だとか、悪平等だとか
いう、そういう言い方すらされるぐらい平等
の教育というのに徹してきたわけなんですけれど

も、これが実はヨーロッパの国々からは、いま大きく見直されているということも、その関係の書物の中には書いてあります。コース別教育を長く伝統としてやってきたイギリスとかフランスとかドイツとか、それらの国々がいま反省をして、やっぱりこのやり方は間違っているということをおぼえてきているという段階だそうです。ですから、ぜひこれらの状況等を教育委員会としても調査、把握をしていただいて、これから先どんなふうになっていくかというのまだわからない話でありますから、ぜひ把握をいただくというふうにしていただきたいと思うわけですが、その辺の考え方についてお伺いをいたします。

「特別支援教育」については、内容の説明いただきました。これも、取り組むためには人的な体制づくりがどうしても必要なことだというふうにおぼえていますが、その辺の手だてについてどうなっているのかお伺いをいたします。

それから、7点目の研修の問題ですが、教職員が積極的に参加する研修は私は十分意義があるというふうにおぼえています。そして、学校内の体制としても、研修参加を支援できる体制づくりができれば、これは望ましい。ただ、昨年超過勤務の問題を取り上げましたけれども、日常的に時間外勤務が当たり前という状態が続く学校の中では、なかなか研修参加が難しいのかなということを感じます。本年度スタートを切った10年研についても、計画の段階、それから報告の段階、それぞれ細かい評価がなされるなど、該当して研修に参加する教職員には相当な負担になっているということをおぼえます。実質的な研修の効果を期

待する。それで、研修をやるわけですから、期待するのであれば、それなりの工夫とか、手だてがどうしても必要になることではないのかなというふうにおぼえます。学校ですから、1年間の計画を立てて活動していきます。そうすると、大事な行事にぶつかるとということもあるわけですが、担任をやっている人であれば、たとえば仮に運動会とぶつかったときに、これは抜けられないということもあります。それから、大きな行事の担当者に自分になっているというふうなときにも抜けられないわけですが、ところが、本年度の実施過程の中では、教育局はそれらの事情については一切認めないということだそうでありましたので、これは教育局というところが学校とか子どもとか教師とか、そういうことについての理解が足りないのではないかなというふうにおぼえて、その辺のところのサポートを、これは教育委員会としては必要なのではないかなというふうにおぼえます。

なお、その任命権者の側で用意する研修とは別に、教師には人間としての研修というものが必要だと思っております。奥行きのある人間になって、奥行きのある教育ができるということ、これは私は自主的な研修というものが大変大事だというふうにおぼえますけれども、北海道教育委員会はそういうような研修を研修としての位置づけでは認めないという立場のようです。これは、ちょっと困るのではないかなということを感じます。これらについて、お考えがあればお尋ねをいたします。

あと最後になりますが、「日の丸」「君が代」の問題について、何点かに整理してお尋ねをいたします。憲法第19条で先ほど申し

上げましたが、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」とあります。教職員の内心の自由というものが先ほどお話ししたような強制というような状況にわたるとすれば、子供たちはもちろん教職員の内心の自由というものは尊重される状態にないというふうに思いますけれども、本来は尊重されなければならない。このことについてのお考えはいかがでしょうか。

それから、教育基本法第10条のこと、これは前にも申し上げておりますから、教育行政といえども教育内容に立ち入ることは認めないという考え方です。私は、このことを大事にしたいというふうに思います。ただ、この問題何度か取り上げておりますが、毎回学習指導要領によって指導するんですという答弁をいただきます。水戸黄門の印籠みたいなもんです。学習指導要領だと、こういけば、学校の中では何でも通ると、そんなふうな位置づけのように聞こえます。

しかし、憲法があって、教育基本法があって、学校教育法があってというふうに学習指導要領の上に位置する法律が、これは優先されるというのは当然のことなんです。ですから、この辺をよく改めて読み直していただけないかなというふうに思うんです。教育基本法は、もちろん憲法の精神を受けているわけですし、十分中身は前にも評価を伺ったことがありますけれども、非常に立派な内容を持っているわけです。ですから、そういうものと、そしていまの憲法の基本の1つは基本的人権の尊重ですから、かつての大日本帝国憲法のように天皇の臣民としての位置づけを国民に対して行ってはおりません。ですから、

天皇賛美の「君が代」をみんなが歌わなければならないというような、そういう学校行事のあり方にはやはり無理があるというふうに思うわけです。憲法や教育基本法に触れるような組み立てはすべきではない。学校教育法第28条では、校長は、校務をつかさどり、教諭は児童の教育をつかさどると、これは校長と教諭と2つ並べてあるわけです。だから、大日本帝国憲法下の学校令は校長の命を受けて教諭は、当時は訓導といいましたか、働くという、そういう表現になっていきますから、校長の命令が絶対だったわけです。いまは、校長が校務をつかさどる。教諭は、児童の教育をつかさどる。はっきり分かれているわけですし、したがって教育活動としての卒業式については、これは教諭をつかさどる内容に属するというふうに思うわけです。校長が一方的に「日の丸」や「君が代」の実施を決めていくということには大きな疑問を感じますが、いかがでしょうか。

あと「君が代」の問題、具体的に内容を取り上げたことがありませんから、一度取り上げさせてもらいます。この歌詞は、ご存じのとおり「君が代は千代に八千代にさざれ石のいわおとなりてこけのむすまで」、非常に短いわけですがけれども、その中身の持つ意味というのは、やはり天皇の世が行く末長く栄えますようにと、こういう中身だというのは、これはもう大抵の日本人はみんな理解しているところだと思います。このことと先ほど申し上げた基本的人権の尊重、主権者は国民だという、そういう位置づけのいまの日本国憲法では、これは基本的に合わないわけでありまして、そのことをぜひ考えていただきたい。

大日本帝国憲法では、「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」というふうにまず最初にあって、それを受けての教育勅語ですよ。これは、国民は国の主権者ではなくて、天皇の赤子として保護の対象だと、その保護してもらいかわりに無条件の忠誠を要求される臣民であるということで、教育勅語の中で、天皇はなんじ臣民と呼びかけるわけです。一たん緩急あれば義勇公に奉じなければならぬと、そして天壤無窮の皇運を扶翼すべしと、これがいわば価値観の行き着くところであり、これを根本的に変えたのが日本国憲法です。ですから、「日の丸」についても、これは侵略戦争あるいは植民地支配のシンボルとして長く使われてきたものだというのは、これは明々白々であります。こういう一方的な価値観を学校の中に持ち込むということについて、これが議論をしても、結局校長権限によって持ち込まれるということになっていくとしたら、教師は沈黙と服従、無批判と思考停止にならなければ学校で仕事はできないんです。思想、良心の自由はありません。豊かな個性を育てる場としての学校は、私は機能しないと思います。美唄市教育委員会は、美唄の学校の将来を考えていただいて、ぜひ考え直しをいただきたいというふうに思います。

もう1つは、子どもの権利条約とのかかわりです。子どもの権利条約第12条には意見表明権というのがあります。こういうくだりです。「締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢および成熟に従い、正

当に重視される」。日本は、これ批准しているんです。ですから、たとえば政府はこの子どもの権利条約が十分に徹底されるように手を尽くさなければならないというふうに思うんですけれども、なかなかこれがそんなふうにはなっていない。ごく近々の問題でいいますと、2月2日に宮崎の高校3年生が内閣府に対して平和的な手段によるイラク復興支援と自衛隊の撤退を求める署名を自分で5,300余集めたのを出したんです。総理大臣にぜひ勇断を持って撤退をしてもらいたいということを願って出した。そうしたら総理大臣は、教師が自衛隊の平和的貢献を教えることがいい勉強になる、自衛隊は平和に貢献する、その辺を学校の先生もよく生徒さんに話さない、とこう言っている。河村文部科学大臣も、法的な根拠もあり、事実に基づいてきちんと教えてもらいたい、こういうことを言っているんです。これは、一体その高校3年生の気持ちというものをどう考えているのか。その意見表明権というものを全く認める立場に立ってはいないというふうに思います。

卒業式の間でも、これは校長や教職員が十分話し合っただけで決めるということに全く疑義はありませんが、子供たちの意見もその場に反映されなければならないというふうに私は考えます。ぜひ思い出に残るいい卒業式をつくり上げてほしいというふうに、そういう視点でぜひ先ほどの答弁が変わることにならないかということをお尋ねいたします。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員の再質問に順次お答えを申し上げます。

初めに、教育基本法及び義務教育費の国庫

負担制度についてでございますけれども、教育基本法は戦前教育においては見失われがちでございました真理の尊重と人格の完成を目標として教育理念と基本原則を確立するために制定されたものでございます。同法は、憲法の精神にのっとり教育諸法の総則的な位置づけを持つ法律でありますことから、その改正議論につきましては国民各層のさまざまなご意見を踏まえ、今後も議論が深められていくもの、このように考えているところでございます。

また、義務教育費の国庫負担制度につきましては、各自治体の財政負担を考慮し、現行の制度を最大限維持すべきと考えておりますことから、昨年6月に北海道都市教育委員会連絡協議会及び北海道都市教育長会より同趣旨の要望書を提出したところでございます。教育委員会といたしましては、いずれも今日の我が国の教育の根幹をなす法律制度でありますことから、今後の動向を引き続き注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、教員の個性や創造性についてでございますが、学校教育におきましては、たとえば算数、数学の楽しさを子供たちに伝えるためには、まずもって教員がその楽しさを感じられなくてはならないと、このように言われております。児童生徒の教育をつかさどる教員にあっては、確かな指導力と豊かな人間性を身につけようとする日常的な研さんが必要であると、このように考えております。

次に、学校選択制度についてでございますけれども、教育委員会といたしましては現在この制度の導入を考えておりませんが、特に近

隣の岩見沢市及び江別市における今後の動向を注視し、この制度のメリット、デメリットについての調査をし、研究をし、理解を深めてまいりたいと、このように考えております。

次に、習熟度別指導につきましては、きめ細やかな指導方法や体制の工夫改善の1つとして、今後市内の各学校でその実施を検討していくことも十分考えられますことから、教育委員会といたしましては今後も引き続き管内や道内の先進的な取り組みについて調査、研究を深め、各学校に適切な指導、助言を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、特別支援教育についてでございますが、すでに本年中に国におきましては特別支援教育に関する法改正が行われる見通しであると聞いておりますし、道におきましては昨年12月に特殊学校校長会から提出されました北海道における特別支援教育の在り方の基本的構想をもとに検討を行うことになっております。教職員配置等人事もこの検討項目となっておりますことから、教育委員会といたしましては今後の国・道の動向を注視してまいりますとともに、障害児学級を担当する教職員の人事につきましては、引き続き空知教育局との連携を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、教職員研修についてでございますが、各種研修会の参加に当たりましては、引き続き該当者の日常業務や学校行事等に可能な限り支障が生じないように、空知教育局との連携を密にしてまいりたいと考えております。

また、教職員1人ひとりの自主的な研修機会を確保するための日常的な多忙化解消の取

り組みは、引き続き各学校に対して指導、助言に努めてまいります。職員団体主催の研究集会等につきましては、これまでと同様に年次有給休暇を届け出て参加するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、国旗・国歌についてであります。各学校は学習指導要領に基づき21世紀という新しい時代の中で、国際社会に生きる日本人としての自覚を育てるために、また公教育推進の観点から校長が主宰する職員会議で教職員の共通理解を図り、適切に国旗・国歌を指導し、実施するものでございます。このことは、直ちに児童生徒や教職員の思想、良心の自由、あるいは各学校の教育課程の編制や、それと子供の意思表明権などを侵すものではないと、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 最後の部分だけもう1度質問をさせていただきます。

現在文部科学大臣をやっているのは河村さんという方ですけれども、この方は現在の教育基本法について、宗教教育については行わないということが教育基本法の中にあります。これは、教育基本法で宗教を遠ざけたために道徳までが軽視されることになったと、こういう批判をしております。そして、いま進める教育基本法の改正の方向は、教育勅語の考え方を取り入れるべきであると、そこまで踏み込んだ発言をされております。

それから、臨時教育審議会の委員であります作家の三浦朱門氏、学力の問題について、「そんなことは初めからわかっている。むしろ学力を低下させるためにやっているんだ。

いままで落ちこぼれのために限りある予算とか教員を手間暇かけ過ぎて、エリートが育たなかった。これからは、落ちこぼれのままで結構、そのための金をエリートのために割り振る。エリートは、100人に1人でいい。そのエリートがやがて国を引っ張ってくれるだろう。非才、無才は、ただ実直な精神だけ養ってもらえばいいんだ」と、こういうことを言っています。

きょうは、全く触れませんでしたけれども、心のノートの問題があります。これは、7億円かけて文部科学省が全国の小中学校に配ったという代物です。教科書ではないという言い方をしています。しかし、文部科学省の名前を出しておりますから、それこそ半世紀以上一気に日本は時代がさかのぼって、国定教科書の時代になったのではないかと、そういう錯覚すら抱かせる中身です。そして、その内容は究極愛国心養成という流れになっていくというふうに受け取らざるを得ない中身だと思います。これは、単に私がそう言っているだけの問題ではありません。

いまそういう話を申し上げましたのは、教育基本法を取り上げて、卒業式や入学式の「日の丸」「君が代」の問題を質問するというのも、もしかしたら3月議会で考えていけば、今回が最後かもしれないです。教育基本法の改正が盛んに議論されているわけですから、来年の3月には、あるいはもう改正が終わっているかもしれないです。そこには、愛国心が盛り込まれているということになるのではないかと、そういう危惧すら私は持っています。あるいは、もう1年かかるかもしれない、状況によっては。そういういまの日本の

動きだということです。

そして、ご存じのとおりイラクで自衛隊の皆さんが非常に厳しい条件の中で頑張っておられますけれども、たとえば旭川から、あるいは名寄からというふうにして、部隊の皆さんが出かけていくときの光景がテレビや新聞に載りました。見事に「日の丸」の小旗が送る沿道の両側に立つ人たちの手に持たれております。あれは、最近の報道によりますと、たとえば旭川の場合でいうと日本会議上川支部が数千枚の旗をつくって持って行って、そこに来た人たちに全部配ったということです。そういうことをやっている人たちが一方にいるわけです。

それから、ワールドカップの会場、スタンドでもたくさんの「日の丸」が振られたわけですけれども、これも神社の神主さんというんですか、宮司さんかな、その宮司さんの若い人たちでつくる会があるんです。そこで約7万枚の「日の丸」をつくって、しかもそれは学校や幼稚園の子供たちに中の丸を塗ってもらっているんです、頼みに行って。それを埼玉とか横浜とか、各スタジアムに持って行って、連盟通したら断られちゃっていますから、サポーターに頼んでその場で配るということをやっているわけです。そんなふうにして、スポーツの場までそういう意図的な動きが入り込んで来ていると。

先ほど思想、良心の自由があるんだということをお知らせしましたがけれども、卒業式の場で自分は「君が代」歌いたくないと思ったら、それは歌わなきゃいいわけですがけれども、県によっては最近口までチェックするそうです、教師の。口あいているかどうかと、教頭が一

々全部見て。それは、ちょっと極端な話ですけども、立ちたくないという気持ちを持ったときに立たないで、座っているわけなんです。そうすると、その周りからあいつは座っているんだなというふうに見えるわけです。内心というのは、あくまでも内心の問題であって、そこにいる人たちにさらす必要はないんです。その内心をさらさなければならぬ場面に子供たちを置いてしまうと、そういう問題がそこにはあるわけです。心豊かに、そしてやっぱり子供に第一に望むのは、親とすれば伸び伸びと育ててほしいということですよ。そういう教育ができる場というのは、やはり先生方が伸び伸びと活動的でなければならぬわけですし、そういうものを私は、はっきり言って権力や、それから周りの草の根の運動で締めつけていくという形で強制に持っていくという社会にいま日本はなりつつあるのではないかと。それは、何をねらっているのかということ言えば、この国会では有事関連の法案がさらにまた出てまいりますけれども、戦争のできる国に向かっていくのは、はっきり。そのことに抵抗のない子供たちをやはり育てていかなければならないという、そういう大きなテーマのもとに動いている方々がいらっしゃる。

また、来年ですか、中学校の教科書検定になりますけれども、新しい歴史教科書をつくる会はリベンジだと言って、今度は10%の採択を目指すということで頑張っているそうですけれども、これは文部科学省と連携をとりながら、その検定の仕組みそのものも前回とは変える形で何とか検定合格、そして採択まで持ってきたいという動きがある。こんな

ふうにさまざまな形の動きが目指すところは、まだ憲法改正具体的になっていませんけれども、私は憲法改正が先だと思うんです、憲法のもとに教育基本法ができていますから。だけれども、教育基本法を先に変えて、憲法改正のその露払いをさせようという、そういう考え方ですよね。そんなふうに住日本が歩もうとしているときに、私は地方教育委員会の存在価値というものがどこにあるかと。それは、中央政権の言いなりになることだけではないと。やはり地方には地方の考え方がある。地方の学校づくりは、こういう理念に基づいてやるんだと、そういうものが私は示されるべきだと。そこに地方教育委員会制度の存在する意義があるというふうに思うわけです。その意味で、ちょっと長くなってしまいました、申しわけないんですけども、現教育基本法下での卒業式前の質問は最後かなと、いまそういう思いもあって、少し細かいことをいろいろ申しあげましたけれども、教育長のひとつ率直な答弁をいただければ幸いです。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 国旗・国歌の実施についてでございますけれども、先ほど申しあげましたように21世紀という新しい時代の中で国際的な社会に生きる日本人としてということでございます。私、先日のある教育長会議で、あるまちの教育長さんが国際交流に子供たちを連れていったときに、その場で各国の国歌の斉唱がなされた。そのときに、各国の子供たちはすべて起立してその歌を聞いていた。立たなかったのは、日本の子供たちだけだった。歌いもできない。そうい

うような話をちょっと聞いたんですけども、国際社会とこんなに言われている中で、言ってみれば国際的マナー、エチケットというんでしょうか、こういったことはやはり身につけるべきであって、そういった機会というのは私は卒業式とか入学式とか、こういった機会が学校の中では非常に厳粛な雰囲気の中で行われるということでは、非常にいい機会であると。ですから私は、児童生徒や教職員の思想、良心の自由に立ち入るものでないと申し上げましたけれども、そういったことから、こういった中に国旗・国歌ということは折に触れてやっていきたいということで考えておりますし、繰り返しますけれども、児童生徒の、教職員の思想、信条に踏み込むものではない、この考えは変わることはございません。

●議長中西勇夫君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書の規定により特に発言を許します。

10番米田良克君。

●10番米田良克君 ただいまのお話をお聞きして、もう1度手を挙げたんですが、マナーとしての指導というものは、私はいろいろな形でできるというふうに思います。そして、もちろん「日の丸」の由来についても、それから「君が代」という歌の持つ歴史的な意味合い、それから歌詞の中身、これらについてもきちっと学校で指導できるというふうに思います。それらについて、一切「日の丸」や「君が代」が学校の中に入ってきてはならない、そんなことを私は申し上げるつもりはないです。指導できるものは、きっちり指導し

なくちゃならない。理解してもらおう。その上で子供たちが自分の判断ができるというふうに、これは小学校の低学年にそんなもの求めたって無理な話ですけれども、いずれ年齢を追っていけば、みずからの判断ができるようになる。そういう生徒として育てるべきだというふうに思うんです。そのときに、たとえば卒業式という場に、学校の中でさまざま議論があるのをいわば強引に国旗掲揚、国歌斉唱というものが式の中になければならない。そして、県によっては対面する角度から、姿勢から、そして前にも申し上げましたが、ひどいのは心を込めて歌え、それまでチェックの対象になる。そういうやり方が学校の中でまかり通るということは、それは誤りだということを私は申し上げたいです。そこまで言ってしまうと、これはもう大変なことだということなんです。指導すべきはする。そして、子供の判断、考え方もきっちり尊重していく、そういうことであるべきだということを基本的に申し上げたいということで、これはぜひご理解をいただきたいと思います。答弁いただければいただきたい。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 国旗・国歌についてでございますけれども、このことにつきまして私どもは卒業式・入学式時におきまして、学習指導要領に基づいて21世紀という新しい時代の中で国際社会に生きる日本人としての自覚を育てるためということで、卒業式・入学式の折にはこういったことで進めてまいりたい、このように考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

6番福庄計夫君

●6番福庄計夫君（登壇） 平成16年第1回定例会に当たりまして、大綱4点について市長並びに教育長にお伺いします。

最初に、大綱1点目ですが、道州制について市長にお伺いします。その1点目は、道州制に対する考え方についてであります。昨年の秋以降、道州制先行実施の議論が大きな政治的なテーマとなりまして、11月13日、地方制度調査会の答申などで道州制論議がありまして、全国に及んでおります。高橋知事は、昨年12月19日に開かれた経済財政諮問会議で道州制に対する基本的な考え方を提示されました。この日を境に先行実施は、自民党の政権公約から政府全体の課題へと位置づけを高めてきております。道州制特区申請を目指す道は、2月19日、先行実施の9プランを盛り込む道州制推進プランと道州制プログラムの素案をまとめたところ、この2本柱を4月にも国に提出して、特区申請すると報道されています。私は、地方分権化の具体化や地域生活、経済活動の活性化への大きなチャンスと考えておりますが、市長は道州制についてどのようなお考えでしょうか、お伺いします。

次に、道州制のモデル地域としての道州制を進めるに当たっての道と市町村との意思疎通や連携協力は重要と考えていますことから、市町村等と十分な協議がなされるものではないかと考えております。道から美唄市に対して意見の聴取、またアンケート調査などがあったのでしょうか。その点をお伺いします。

次に、3点目ですが、道ではどのような形で道州制を進めようとしているのか、現時点での把握内容で結構ですから、教えていただ

きたいと思います。

次に、4点目ですが、国では道州制先行実施に当たって統合交付金、正式には道州制モデル事業推進費というそうですが、この100億円を道に交付されるようですが、そして昨日の新聞ではかなり絞った事業の展開や、そのため事業費等の扱いが報道されましたが、その用途についてであります。市としてどのような形で利用できるのかを検討されていますか。そして、道に対して要望されますかお伺いします。あわせて道も市町村に対して統合交付金、正式には「地域政策総合補助金」ということで、50億円予算計上されるようですが、市としてどのような事業にあてるお考えですかお伺いします。

大綱2点目ですが、構造改革特区制度及び地域再生制度について市長に伺います。国は、地域活性化のために地域の取り組みに対して制度的障害を取り除き、必要不可欠な支援を効率的なものとして実施する必要として、構造改革と歩調を合わせて地域活性化を支援するため、地域からの要望を受けとめ、国の改革を実現する構造改革特区制度や地域再生本部での取り組みを進めております。地域の現場に即した自由な取り組みを可能にするためにも、地方分権や三位一体改革といった環境整備が一層必要と、そういう考え方が示されました。去る2月27日、地域再生本部において地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュールなどを盛り込んだ地域再生推進のためのプログラムを決定されました。

また、昨年12月に決定した地域再生推進のための基本指針に基づき、地域経済の活性

化と地域雇用の促進のための地域再生構想の提案を募集したところ、673件、具体的には支援策としては1,557件に上る提案が寄せられ、このうち実施可能と判断されたのが141件、うち118件は全国を対象とされたものと、このように国として講ずべき支援措置としてこのプログラムに盛り込みましたとあります。さらに、新たに実施が可能となる措置には、補助対象施設の有効活用、地域主導による公物管理の実現、アウトソーシングの促進、地域をいかす視点からの制度の改善等々、政府としてはこのプログラムの実現に必要な関係9法案を今国会に提出するとともに、5月以降地方公共団体から具体的な地域再生計画を受け付け、認定を行うこととしています。

さて、本市が自立して受けている決意と取り組みを市政執行方針で示されました。地域活性化のためには、本市の行政や民間企業などが主役となって、みずからビジョンを描き、主体的に行動することが必要と考えます。

そこで、伺いますが、初めに構造改革特区制度と地域再生制度の違いについてですが、地域を限定して規制緩和をする構造改革特区制度と中央から地方への権限移譲を促進する地域再生制度と言われますが、特区制度より地域再生制度の取り組みが私はしやすいのではと考えますものの、この両制度の違いがどの辺にあるのかを教えてください。

次に、このいずれかの制度に関する取り組みについてですが、地域活性化を図るために構造改革特区制度もしくは地域再生制度の取り組みを考えていますか、その点も伺います。

次に、3点目ですが、北海道中央コンピュ

一タ・カレッジでのこの制度の活用についてであります。同校は、IT技術者の養成という専門の職業教育校でありながら、社会では専門校、特に高校生等は専門校修了あるいは卒業と受け入れない風潮があります。その理由としまして、文部科学省系の学校法人営であれば専門校卒業となり、そして専門士と名乗ることができます。しかし、同校の卒業生は職業訓練校のため、技能士ということになり、何かしらその身分が軽く見られるような印象であります。そのため、学生募集に同校教職員は日常ふだんから懸命な取り組みを行っております。教育課程では、専門校が年間平均900時間から1,000時間のところ、同校は1,400時間を超える授業時数をこなしております。さらに、在校生には、技術の向上や国家資格取得をさせるため、補修授業等に時間を割いているのが実情であります。17年度には、開設から4回目の機器更新年に当たりまして、機器の更新に当たって最新鋭の機器導入の検討が現在進められておりますけれども、この5年ごとに更新されるということは、他の専門校といえども容易ではないはずであります。この有利な条件を活用しつつ、地域再生事業で同校を1つの案として専門校となれる。2つ目の案として専修短大の1学科として提携する。3つ目として地域人材開発センターと提携するなど、地域再生事業の案件として提案の可能性について調査、検討の考えはありますでしょうかお伺いいたします。

大綱3点目、森林や林業に対する意識向上のため、学習の機会の提供について教育長にお伺いします。森林は、国土の保全、水源の

涵養、自然環境の保全、地球温暖化防止など多面的な機能を有していると言われております。しかしながら、これまでの森林には木材を供給する役割りに重きが置かれてきたため、徐々に貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もありました。また、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業や木材産業等は輸入木材の増加などの厳しい情勢から需要活動が停滞しており、このままでは森林の整備や保全に支障を来し、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっていると言われております。本市では、緑の週間に市民植樹祭等と銘打って、市民多数の参加を得て、東明公園を中心に桜、ツツジ、ナナカマドなどの植樹がなされておりましたし、最近では桜ロードプロジェクト推進協議会での桜の里づくりにおいて東明公園や旭公園に桜を植樹、また翠明通の街路樹として桜が植樹をされ、桜を通して美唄の知名度を高める事業を推進されております。本市の森林面積1万2,338ヘクタールは、市の総面積2万7,761ヘクタールの約44%を占めております。そのうち国有林が1,828ヘクタール、道有林が3,432ヘクタール、市有林が717ヘクタール、私有林が6,360ヘクタールと、このうち天然林が7,093ヘクタール、人工林が4,142ヘクタールとされております。そして、森林、林業の保育、いわゆる育成や保全ですけれども、本市の森林整備計画をもって進めておられるとお聞きしております。

そこで、教育長にお伺いしますが、初めに学校林を有している学校は何校ありますか。その育成と保全対策についてどのようにとら

れていますか教えてください。

次に、青少年に向けて、森林、林業に対する学習機会の提供として道の指導者養成研修についてであります。道の森林づくり施策では小・中学校の教職員などを対象とした指導者養成研修、いわゆるグリーンスクールと言われていますが、夏休みや冬休みの期間を利用して実施されているようですが、この目的は研修で学んだことが学校の授業でいかされ、先生による自主的な森林環境教育の取り組みが各地で展開されることが期待されています。本市の場合、参加された実績がありますか、お伺いします。

次に、3点目ですが、児童・生徒を対象にした森林の大切さの教育について、何学年でどのような教科でどのような時間に指導されていますか伺います。

次に、4点目ですが、道立林業試験場等との連携や活用など、具体的な取り組みについてであります。指導者研修や児童生徒の森林環境教育の実施に当たって、地元にある林業試験場等との連携や利活用が図られていますかお伺いします。

大綱4点目、小・中学校のスキー授業についてお伺いします。昨今スキーに親しむ人々が減少傾向にあるようですが、冬のスポーツとしてなれ親しむことが大切ではないかと考えております。教育委員会としても、スキー授業にはスクールバスを配車して負担の軽減を図っているのではないのでしょうか。

そこで、最初に伺いますが、小学校8校と中学校6校のうち、授業に取り入れているのは何校でしょうか。

次に、一冬、いわゆるワンシーズンの授業

時間はどの程度行われていますか。

次に、本市にも国設スキー場がありますが、学校のスキー授業等を行う場合、どこのスキー場を利用しているのか伺います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 福庄議員の質問にお答えします。

初めに、道州制について、道州制に対する考え方についてでございますけれども、道州制については国と地方の関係に新たな道を開くものであり、地域の自己決定権の拡大や地域発展の可能性を高めるなど、行政と地域経済の仕組みを大きく変えるものにとらえております。

今回の道州制特区は、北海道をモデル地域として先行実施することで、北海道の特性をいかした住民サービスの実現や経済活性化などにつながるものと考えているところでございます。

次に、道州制に関する道からの意見聴取などについてでございますけれども、平成14年12月に道州制検討に関する市町村長アンケートが実施をされました。

また、本年1月に市町村に対して道州制の先行実施に向けた取り組みに係る提案募集が行われ、今月には道が策定した「道州制プログラム案」及び「平成16年度道州制推進プラン案」に対する提案募集が行われております。本市では、現在全庁的にこの提案に関し、検討を行っているところでございます。

次に、道州制の進め方についてでございますけれども、道は「道州制プログラム」及び「平成16年度道州制推進プラン」を策定し、本年4月にこれらを国に提案すると聞いてお

ります。取り組みの進め方としては、4年間を目途とした規制緩和、権限移譲等の先行実施を行った後、対象分野の拡大などの期間を経て、道州制の本格実施に至るという3段階で進めていくとの説明を受けているところでございます。

道州制に関しましては、今後とも国や道の動きを注視し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、道州制に関する国の予算についてでございますけれども、新年度の開発予算に計上された道州制モデル事業推進費については、先ごろ道において平成16年度から4年間の事業計画の概要をまとめ、防災、環境、観光の3分野に絞って展開する方針であり、平成16年度については6月の定例道議会に関連する補正予算案を提出するとの報道がございました。

道から詳しい説明はまだありませんが、この予算に関しましては今後さらに情報収集に努め、本市での活用について検討していきたいと考えております。

次に、道の補助制度についてでございますけれども、道が平成16年度で予算措置をしている「地域政策総合補助金」については地域の創意工夫による主体的な事業展開を促進するために、総合企画部所管の地域政策補助金に新産業育成や新規農産物の導入などを目的とした経済部、農政部、水産林務部の補助事業を統合したものと聞いております。

本市では、この補助金を活用した事業として、「小麦食害対策事業」、「小規模土地改良事業」の2事業を考えているところでございます。

次に、構造改革特区及び地域再生制度の違いについてでございますけれども、構造改革特区制度は地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例を設けることで、地域の創意工夫がかされ、地域経済の活性化を図ろうとする、いわゆる地域限定型の規制緩和であります。地域再生制度は、構造改革特区などで培われた地域の自立の精神と活性化の芽を今後さらに大きくしていくことを目的に、全国を対象とした規制緩和や国から地方への権限移譲、行政サービスの民間開放など幅広い分野に支援措置を行おうとするものでございます。

次に、制度に関する取り組みについてでございますけれども、これまで構造改革特区につきましては、構造改革特区庁内検討委員会において検討するとともに、市のホームページやメロディーにおいて企業や団体へのアイデア募集や市内に立地している企業への訪問などを通じて周知をしてきたところでございます。

この中で雪氷冷熱エネルギー導入に係る補助対象要件の緩和や工場増設に係る建築基準法の規制緩和についての応募がありました。が、提案するまでには至っておりませんので、他の分野についても引き続き検討していくことといたしております。

また、地域再生制度につきましては、今回示されました地域再生プログラムでは補助対象施設の有効活用や国等が管理する道路や河川についても市町村が柔軟に使うことができるようになるなど、広範囲にわたっておりますので、今後構造改革特区とあわせて検討してまいりたいと考えております。

最後に、この制度の活用についてでございますけれども、北海道中央コンピュータ・カレッジは平成元年に開校以来、これまで多くの人材を社会に輩出し、情報処理技術者として情報関連企業をはじめ、多くの分野で活躍をいただいております。

現在進学及び資格につきましては、情報処理科において産能短期大学通信教育課程の履修科目をカリキュラムに組み入れまして、単位取得によって短大卒の資格が得られ、さらに4年制の北海道職業能力開発大学の応用課程への進学も可能となっております。

しかし、少子化や大都市志向等の影響もあり、学生の確保が大変厳しい状況でございます。このため、北海道中央コンピュータ・カレッジの方向性を検討することが必要であることから制度の活用を含め、調査・検討してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 福庄議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、学校林を有している学校についてでございますが、中央小学校、東小学校、美唄中学校、東中学校が共有する学校林が1カ所、光珠内中央小学校が所有する学校林1カ所の計2カ所でございます。

その育成と保全対策についてでございますが、4校共有の学校林につきましては、市内有識者と学校関係者による共同管理委員会を設け、各校が負担金を拠出し、草刈りなどを実施してまいりましたが、先日3月2日の管理委員会におきまして、今後の活用のあり方等について意見交換がなされ、次回以降に具体的な活用方法が話し合われると聞いております。

また、PTAが中心となって管理をしております光珠内中央小学校の学校林につきましては、児童の特別活動として木に親しむ集いを実施するなど、地域と一体となってその有効活用を努めてきたところでございます。

次に、道立林業試験場が開催している指導者養成研修、グリーンスクールへの参加についてでございますが、本市の教職員は昨年8月の研修会に2名、本年1月の研修会に4名参加し、森林環境教育についての理解を深めたところでございます。

次に、森林教育の状況についてでございますが、光珠内中央小学校では、同窓会の「母校の木を育てる会」が林業試験場の指導により、学校果樹園の木の名札の設置や写真つき解説書の作成を行うなど、児童の興味と理解を高める工夫をしております。

また、峰延小学校では学校林を有しておりませんが、学校敷地内の自然環境を利用した峰っ子ランドにおいて体験的な学習活動に取り組んでいるほか、4、5年生の宿泊学習を道民の森で実施し、美唄山岳会の指導のもと森林に関する学習を行っております。

なお、道民の森を活用した学習活動は市内の他の学校でも取り組みをしているところでございます。

また、教育課程上におきましては、小学校5年生社会科で森林と人々のかかわりや森林を守り育てる人々の努力についての学習、また中学校3年生理科では自然と環境保全についての学習などが位置づけられております。

次に、道立林業試験場との連携等についてでございますが、林業試験場では夏休み期間に夏休みグリーンフェスティバルを開催してお

りまして、これには各学校から多くの親子が参加しているところでございます。

また、専修大学北海道短期大学におきましても、総合的な学習の時間のメニューとして、「森を歩こう」など自然体験に関する講座を提供していただいておりますので、今後も引き続き積極的な連携と活用を呼びかけてまいります。

いずれにいたしましても、いろいろな意味で大きな恩恵をもたらす森林の中で、子供たちに生きる力をはぐくむ自然体験は貴重な機会でありますことから、教育委員会といたしましては重要な地域資源でもある林業試験場や専修大学、北海道短期大学などとの連携を図るべく、各学校に対して適切な指導、助言に努めてまいりたい、このように考えております。

スキー授業についてでございます。スキー授業についてであります。スキー授業またはスキー遠足を実施している学校は小学校8校、中学校4校であり、中学校のうち1校は障がいのある生徒のスキー授業を4時間実施しております。

次に、年間の授業時間数についてですが、小学校では8時間から17時間の範囲、中学校では6時間から12時間の範囲で実施されております。

また、スキー場の利用状況につきましては、スキー授業の実施校すべてが美唄国設スキー場を利用しておりますが、スキー遠足については市外のスキー場を利用する学校もございます。教育委員会といたしましては、生涯学習の観点から、また雪に親しむという意味からも美唄国設スキー場が大いに活用されます

とともに、各学校の実態に応じてスキー学習が適切に実施されることが望ましいと、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 0時59分 開議

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番矢部正義君。

●12番矢部正義君（登壇） 平成16年第1回定例市議会に当たり、私は大綱3点について市長に質問いたします。

大綱の1点目は、地域経済活性化対策についてであります。最近企業業績がV字回復と言われております。売り上げ横ばい、経常利益大幅増、資産評価損がない会社は純利益も大きく、増益と言われております。だが、売り上げがふえない、利益が増加したというのはコストを削減した、人件費カット、人員削減、原材料費の切り込み、さらには本業以外の事業や不動産などの売却で借金を返済する。しかし、事業縮小によって企業の増益がふえても、これだけでは景気はよくなると思いません。留意すべき点は、大幅増益は大企業が中心であります。中小零細企業は、大企業ほど利益回復が進んでいない。

次に、働く市民の所得合計は昨年後半から依然マイナスが続いております。企業がもうかっても働いている人の給料がふえない、これでは経済の低迷は続き、景気実感もよくな

らないと思います。当然失業者はふえます。失業率も上昇、働き口そのものが減少しており、経済は依然低迷感をぬぐえない、このような状況はジョブレス・リカバリー、雇用なき回復と呼ばれております。リストラで企業体質をスリムにすることは必要であります。増収、増益は不自然なものであります。企業努力としては、一面理解はできるものの、一方経済を支える重要な柱であります。消費需要を高めることにはつながりません。いま大切なことは、消費面をいかに活性化することです。私が前段述べてきた状況では、消費低迷をさらに進めることになり、景気回復は望めないと思われま。以上の認識から、以下具体的に3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、美唄市の経済状況についてであります。

2点目は、市の商工労働課と美唄市商工会議所が実施したアンケートの企業動向調査についてであります。調査結果の評価についてお伺いをいたします。

3点目は、今後、農業、商工業、観光の経済活性化についてお尋ねをいたします。

大綱の2点目は、高齢者の健康づくりと医療についてであります。高齢社会を迎える我が国では、ふえ続ける老人医療費や介護費は最大の悩みの種であります。美唄市は、人口が3万人のまちで、高齢化率も27%、約8,000人に達しております。医療費や介護費がこのままふえ続けると、果たしてどうすればその費用が防げるか、十分に考え、保健・医療・福祉の新たな展開が必要であります。課題は、健康への関心をいかに広めるかが問

題であります。健康づくりは、高齢者だけのためではなく、市民挙げての問題だと思えます。このことは、美唄市の財政にも影響を及ぼします。人間は、健康のために生きているわけではありません。健康な心身をいかして、どう生きるかが大切であります。そのための将来構想として、美唄市の基幹産業、農業を利用してもらうことも必要であります。家庭菜園的な生産物の作付に、元気なお年寄り取り組むこともよい方法ではないでしょうか。各自の体力に応じたペースでお年寄りに生産してもらい、生きがいを与えて取り組むことが必要で、何より農業には生産の喜びと利益の喜びがあります。美唄市は、昨年12月にオープンした温泉施設があります。他市町村より多くの人たちが集まってきております。ことしは、農産物の直売所がオープンいたしますし、その直売所に生産者の顔の見える安心で安全な新鮮な農産物を販売するルールを確立することが必要だと思います。美唄市の資源と都市部との相互交流ができ、市内の高齢者は励みができ、農業を通して社会参加が可能になってまいります。以下4点についてお伺いをいたします。

1点目は、高齢者の健康づくりについてであります。

2点目は、健康づくりを実施した場合の成果予測、特に医療費や介護費の抑制についてお伺いをいたします。

3点目は、老人の閉じこもり防止など高齢者の精神的対策についてお伺いをいたします。

4点目は、「やさしさと健康のまちづくり」について、びばいヘルシーライフ21の考え方についてお伺いをいたします。

大綱の3点目は、交流拠点施設周辺の整備計画についてお伺いをいたします。

美唄市民が待望の期待していた温泉、ゆ〜りん館が昨年12月19日オープンし、連日多くの人たちが新しい温泉に来ております。10万人目も今月の7日に達成したことで、関係者も喜んでおります。

この温泉は、大浴槽、サウナ室、露天ぶろなど新しいバリアフリーの優しいつくりになっております。特に温泉は体が温まると評判ですし、一方の露天ぶろはイタリアのカプリ島の青の洞窟をイメージした青白い照明をつけ、洞窟露天ぶろとして幻想的な雰囲気を出しております。泉質は、ナトリウム炭酸水素塩泉で神経痛、筋肉痛、関節痛などや疲労回復や冷え性に効果があると言われております。

また、小高い丘に立っているのので、美唄市街地を見おろせることから、訪れるお客の評判もよく、この春には東明公園の桜が咲くころには花見客が出入りをし、なお一層のにぎわいがあると思います。

そこで、市内はもちろんですが、市外からの多数の人たちが美唄市の施設を利用されることから、施設の整備や利用方法をしっかり整備して利用しなければならないと思いますが、その取り組みについてお伺いをいたします。以下4点についてお伺いをいたします。

1点目は、農産物や地元特産品の直売所の考え方について。

2点目は、パークゴルフ場の経営見通しについてであります。

3点目は、温泉施設と周辺施設の考え方について。

4点目は、スポーツ・レクリエーションの里づくりの推進と今後の考え方についてお伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 矢部議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済について、市内企業の経済状況についてでございますが、これまで製造業を中心に実施をした企業訪問や商工業者を対象としたアンケート調査などにより、経営状況の把握に努めておりますが、前年の状況と比較いたしますと、製造業の一部に改善の兆しがあるものの、依然として厳しい経済状況にあるものと認識をいたしております。

次に、企業動向調査の結果についてでございますが、昨年10月に市内989社の事業所を対象に調査を実施し、回答をいただいた事業所が411社で、回答率が41.6%となっております。

主な項目で申し上げますと、売上高では減少と回答があった事業所は249社で全体の61.3%を占めております。

経常利益では、減少したと回答があった事業所は271社で全体の67.1%を占めております。

このような状況の中、設備投資を行った事業所は56社あり、さらに事業の多角化や新分野に進出した事業所が30社、検討している事業所が54社となっております。いずれにいたしましても、今回実施した調査結果から事業所の経営状況は厳しいものであると認識をいたしているところでございます。

市といたしましては、今回の調査で事業所の多角化や新分野に対する意欲なども見られ

たことから、今後の施策づくりの参考としてまいりたいと考えております。

次に、経済の活性化についてでございますが、本市の経済を活性化させるためには基軸となる産業を育成していくことが必要であると考えております。

このため農業につきましては、「地域水田農業ビジョン」をもとに、消費者に信頼される安全・安心な米や野菜などの産地づくりを進めるほか、地域農業の担い手となる認定農業者や農業生産法人など意欲的な経営体の育成・確保、農産物の高付加価値化の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、商工業につきましては、企業活動の活性化や雇用の創出を図るための助成内容の見直しを行うほか、地域の特性を生かした新しい産業の創出や空き店舗を活用した賑わい創出事業に取り組んでまいりたいと考えております。

また、観光につきましては、昨年オープンしました交流拠点施設を核として、本市の持つさまざまな観光資源を積極的にPRできる観光と交流のルートづくりを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、農業者や商工業者などが相互に連携し合いながら、経済の活性化に取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

次に、高齢者の健康づくりについてでございますけれども、これまでは主としてがん、心疾患などの生活習慣病の予防が中心に行われてきましたが、本格的な高齢社会を迎え、加齢に伴う生活機能の低下を踏まえた予防対策が重要な課題となってきております。

このため市としましては、これまでの健康診査、健康教育、訪問指導などの老人保健事業に加えて、高齢者の方々ができる限り要介護状態になることなく、健康でいきいきとした生活を送れるよう、介護予防事業に取り組むとともに、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、健康づくりを実施した場合の成果予測についてでございますが、昨年新たな試みといたしまして、本市で実施しましたブロードバンド通信を活用した「介護予防支援システム」の共同実験では、市内9人の高齢者の方々に対しまして、3カ月間の運動訓練や栄養指導などを実施した結果、身体機能の向上など、介護予防の有効性が確認をできたところでございます。

また、北海道保健福祉部の資料に基づき、人口3万人の本市の場合を試算いたしますと、高齢者の転倒・骨折による年間の医療費は約1億2,600万円、介護費用も約1億8,000万円にも上り、1人事前に予防した場合の年間経費節減は約380万円程度になると推計されます。

このようなことから、市としましては高齢者の健康を支えるとともに、介護給付費などを抑制するという観点からも、介護予防事業に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者の閉じこもりの防止についてであります。心身の虚弱によって、家に閉じこもりがちな高齢者の方々に対しましては、地域に密着した活動の中で介護予防活動に参加していただくための体制づくりが必要であ

ると考えております。このため市としましては、高齢者健康促進事業などを通じて地域の会館で懇談・レクリエーションによる「集いの場」や老人クラブの方々へ食生活・運動を通じた「健康教室」などを開催し、高齢者の閉じこもりの防止に取り組んでいるところでございます。

今後とも高齢者みずからが地域の方々との交流を深めていける環境づくりを市民の皆さんとの協働により進めるなど、高齢者の閉じこもり予防に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、びばいヘルシーライフ21についてでございますが、この計画では「自分が健康である」という気持ちを高めるとともに、まちづくりのあらゆる分野に健康という視点を取り入れ、市民の皆さんとの協働により、「まちの活性化につながる健康づくり」を進めることを目標といたしております。

現在、これまで取り組んできた市民の皆さんによる健康づくり組織やサークルの活動の輪が地域に広がりを見せているところであり、今後このような自主的な活動が協力・連携し合うような取り組みを行うことにより、「健康は自分でつくるもの」という市民主体の健康づくり運動を推進してまいりたいと考えております。

次に、交流拠点施設の体験交流施設における直売所についてであります。直売所は安全・安心・新鮮な地元の農産物などを通じて、生産者と消費者が交流する場とすることを基本に、各農協女性部などと協議を重ねた結果、開設時期や販売の方法、取り扱い品目など詳細については出店者の運営組織の中で決めて

いただくこととしたところでございます。現在直売に参加する方を募集しており、これまでに生産組織1件、法人1件、個人5件の参加希望があり、高齢者の方々にも積極的に参画していただきたいと考えております。

なお、開設は5月中旬を予定をいたしているところでございます。

次に、パークゴルフ場についてでございますが、16年度は雪解け後に備品の設置や芝の養生などを行い、8月のオープンを予定をいたしております。

経営見通しでは、16年度については営業期間が限られているため、使用料で経費を賄うことは難しい状況ですが、17年度以降については収支均衡が図られるよう利用者の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、使用料金の設定に当たっては、市民の皆さんと市外から来られる方との異なる料金設定は予定はいたしておりませんが、回数券の発行により何度も利用される皆さんが利用しやすい料金体系とするよう考えているところでございます。

次に、温泉施設と周辺施設との考え方についてでございますが、交流拠点施設周辺には野球場、テニスコートなどのスポーツ施設があり、今後パークゴルフ場だけではなく、こうした施設との連携を図り、相互に利用できる料金体系の仕組みを検討し、利用の促進につなげてまいりたいと考えております。

最後に、スポーツ・レクリエーションの里づくりについてであります。この構想は美唄の地域資源の活用を図り、世代間、地域間の交流を促進し、美唄のすばらしさを知ってもらい、住んでみたい、住み続けたいと思わ

れるようなまちづくりを通して地域の活性化を図るものでございます。

これまでその核となる交流拠点施設の建設とパークゴルフ場の整備を中心に展開をしてきましたが、今後におきましては温泉施設を中心とし、既存の施設との連携を図るとともに、観光と交流の推進を一体的に進める体制を整え、スポーツ・レクリエーションの里づくり推進協議会とも連携を図りながら交流の促進に努めたいと考えております。

●議長中西勇夫君 12番矢部正義君。

●12番矢部正義君 この場から若干質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、1点目につきましては美唄の活性化状況についてお伺いをいたしたいと思えます。先ほども答弁の中にありましたように、企業動向調査、この資料がございませう。これを見ますと大変美唄市の経済状況は余りよくない、このように思っているところでもございませう。

3点目の農業、商工業、観光の部分におきましては、農業においては美唄市の基幹産業として取り組んでいる状況は依然として厳しい。ことしより「地域水田農業ビジョン」を策定し、担い手育成を重点に取り組んでいるようであります。考え方は十分にわかっておりますが、いままでいろんな意味で農業を支えてきた小さな農家も大切にしなければならぬと私は思えます。零細農家もいままで一生懸命頑張ってきたからこそ、いまの生産基盤があるものと思われませう。美唄らしい農業政策をしなければならぬのではないかなと、これが経済の活性化にもつながってくるものと思われませう。

一方、観光におきましては、昨年の12月にオープンした「交流拠点施設」、市長が頑張ってきた成果がいま実っているわけございませう、このほかにも「アルテピアッツァ美唄」とか、あるいは「宮島沼」とか、観光資源は美唄にたくさんございませう。北海道の中でも、観光がいま低迷をしている中で、美唄だけが光っているような感じもいたしませう。

一方、商工業におきましては、時代の変化により、いま大型店の進出で従来の零細商店はどんどんと縮小いたしてあります。新聞によりますと、岩見沢近辺にイオンが出たり、あるいはビッグハウスが出る、そんな報道がどんどんと新聞に発表されてあります。ますます美唄のまちは過疎化してくるのではないかなと、こんなことが思われるわけあります。事業をするにも乏しくなってきたりませうし、また経済状況が悪く、資金繰りが最悪の時代であります。金融機関も自分の銀行を守るために、貸し渋りをして中小企業を締めつけて苦しめている、こういう状況であります。経済が厳しくなる状況では、中小零細企業は担保力が乏しい場合があり、健全経営でも保証人がいない、ヤミ金融に頼ったり、時には破たんし追い込まれるケースも多いと思えます。

しかし、最近新聞などで見ますと、自治体は中小企業向けの制度融資の一環として企業活力強化資金制度を創設すると、そんな方針が言われてあります。貸し渋りに苦しむ健全企業を支援するのが目的とございませう。中小企業が借りやすく、地域経済の活性化に役立つ制度であると思われませう。いろいろな

制約を外し、金融機関が企業の貸し付けに基づいて融資の可否を判断し、金利を設定するなど、金融機関の融資に信用保証協会が債務保証をし、もし焦げついたときには市が一部損失補償をするなど、細かい配慮があって、中小企業、零細企業が融資を受けられるような突っ込んだ対策が私は必要ではないかと思えます。これからは、貸し渋りではなく貸し広げの時代と、他市町村の金融機関は意欲を燃やしているところでもございます。

ある資料を見ますと、道内のトップバンクはこれからプライドを捨て、いままで取引のない中小企業や個人事業者に新しいビジネスモデルとして登場した無担保のビジネスローン売り込んでいきます。この商品は、時には赤字企業でも意欲があれば貸し出す異例の商品である、そう言われております。そのような動きがあるので、ある信金は活発化している大手の銀行が動くのを認め、対抗策として事業者支援の特別融資を始めたとも言われております。このように他市町村の経済は、活発化しつつあります。美唄市としては、今年度も予算化される中小企業等振興資金貸付金の奨励に取り組み、市内の金融機関にハッパをかけるなど、そんな必要があるんじゃないかと思えます。このことについて、市長はどのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

2つ目は、パークゴルフ場のオープン予想と料金について再度お伺いをいたします。ただいま新しくオープンするパークゴルフ場は、8月ごろと回答がありました。市民の皆さんは1日も早くと望んでいると思えます。子どもたちも夏休みにパークゴルフができるもの

と望んでいると思えます。条件のよい時期に、この時期を外すことはないと思っております。また、お年寄りのパークゴルフの愛好家が大変多くなっております。健康のためにも、その時期が一番よい季節だと思っております。

私、ある新聞を見させていただきました。「パークゴルフひと物語」とかいう資料なんです。ある会社員が会議の連続でストレスがたまり、たばこ本数が1日に40～50本も吸っていたと。63歳の人なんです。帰宅後呼吸困難に襲われ、救急車で病院に運ばれ、エックス線写真の結果、異常はなかった。翌日帰宅したが、夏、寝汗をかくようになったため、別の病院に検査に出向いたと。エックス線検査の結果、肺に3センチほどの影、すぐに2枚のエックス線写真を持って、ほかの病院で検査を受けた。結果は肺がん、肺の入り口が冒され、手術は無理。抗がん剤投与、放射線治療と、治る見込みは4人に1人ぐらいだ。医師の話聞くうちに頭の中が真っ白になり、健康に無関心だった自分を悔やんだと、こう書かれております。その後は、通院後合間を縫ってパークゴルフを始めた。通院治療で体力が落ちているせいか、9ホールしか回れなかった。しかし、大変楽しかった。そのことが自分の健康を十分注意しながらパークゴルフを楽しくすることができた。体力もだんだんと回復し、健康状態と相談しながら楽しみを始めた。そして、いまでは体力に自信もつき、仲間と週1、2度出かけ、遠出もし、温泉宿泊もすることになった。医師からは、このままパークゴルフを続けて健康を保つように、こんな新聞記事で報道され

ております。この記事のように高齢者も楽しむ希望があれば、健康なお年寄りがたくさんできると私は思います。

そこで、オープン時期は具体的にいつごろになるのか、また料金制度はどの程度で考えているのか、いま1度お伺いをいたしたいと思います。

3点目は、サン・スポーツランドの条例改正に伴い、交流拠点周辺の施設は直営か、委託かの考えを整理しなければならないと思います。温泉施設の周辺は、春は花見、夏はキャンプ、秋はモミジ、そんな季節になり、バラエティーに富んでおります。交流拠点施設は、ますます利用され、美唄の核となると思います。野球場やテニスコート、ゲートボール場、アルテピアッツァ美唄、スキー場などに、今後パークゴルフ場が加わり、多くの方が利用されるものと思われまます。スポーツ終了後、汗をかくことから、帰りには温泉に入り、ゆっくり疲労をいやす人も多くいると思います。そのための利用条件も付加価値をつける必要があると思います。

また、ゆ〜りん館はバリアフリーの設備になっておりますことから、身障者の料金の取り扱いも考える必要があると思われまます。

考え方は、いろいろあると思われまますが、最終的にはその周辺の施設を委託か民営化しなければならないと思いますが、今後どうすれば民営化できるのか、施設整備の考え方についてお尋ねをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 矢部議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、経済の活性化についてございま

すけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、商工会議所と一緒に企業動向調査等もいたしました。その結果等も受けまして私ども金融機関とも協議を重ねてまいりまして、そこで市の融資制度につきまして、より利用しやすいものとしていくために、新年度から利用の多い運転資金及び設備資金の貸付利率を2%から1.8%に下げるとともに、運転資金の貸付期間を3年以内から5年以内に延ばすことといたしております。いずれにいたしましても、それぞれの企業等の動向を十分把握して、市内の金融機関と連携を密にしながら、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、パークゴルフ場についてでございますけれども、オープン時期につきましては、まず芝の養生というのか、初めてオープンをするものですので、しっかり芝が根づかなきゃだめなものですから、いまのところ8月上旬をめどに準備を進めておりますけれども、なるべく早い時期にオープンし、多くの皆さんに利用していただきたいと考えております。料金につきましては、まだ最終的に決定しておりませんけれども、大人500円程度を予定しておりまして、回数券は割引率を考慮し、何度でも利用される皆さんが利用しやすい料金設定を検討しているところでございます。

次に、野球場などの関連施設の管理運営についてでございますけれども、いま自立を選択しまして、小さな市役所を目指して効率的な行政運営に努めながら、市民サービスを維持、向上させていくために、これまでの施設管理のあり方を見直すこととしており、昨年の地方自治法の改正による民間事業者の参入

が可能となる指定管理者制度の導入など管理運営のあり方について十分に検討し、施設の適正な管理、運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） 平成16年第1回定例会に当たり、大綱2点について市長及び教育長に質問いたします。

大綱質問の1点目は、自立の方針についてであります。以下5点について市長にお尋ねいたします。

その1つ目は、自立に向けてのまちづくりの基本についてであります。平成16年度の政府予算案は、一般会計の総額8兆1,010億円で、前年度当初予算に比べて3,218億円の増となっておりますが、国債費や地方交付税、N T T・Bタイプ事業償還時補助を除いた一般歳出は0.1%の増となっております。しかし、一般会計総額ではN T T事業償還時補助金4,169億円が会計処理の関係で二重に計上されていること、一般歳出でも参議院選挙関連経費など、特殊要因があることを考慮すれば、実質的には一般会計総額前年度比でマイナスの予算となっております。

この予算案の特徴は、

第1に年金保険料の引き上げや庶民増税など今後十数年にわたる際限なき国民負担増のレールを敷くという連続負担増予算であり、地方自治体への1兆円補助金削減も地方自治体と住民にツケを回し、住民サービスの低下をもたらすものであります。

第2は、大企業奉仕や公共事業の浪費の仕組みは温存され、国債の新規発行は2年連続

で史上最高となるなど、財政破たんをますます進行させるものとなっており、小泉構造改革の看板倒れの実態がますます鮮明になっていることでもあります。

第3に、イラク侵攻支援や弾道ミサイル防衛システムの予算に見られるように、アメリカの軍事戦略に日本を組み込む危険な道を進める予算であります。

こうした極めて厳しい国内情勢の中で、本市の自立元年を迎えているわけではありますが、自立に向けて作成された自立プランも大きく修正され、市民負担の大幅な増加や、市職員の給料の削減など深刻な状況にあります。市民の中には、これほど財政状況が深刻なら、自立ではなく合併した方がよいのではないかという声も聞かされます。

しかし、合併したとしても、厳しい財政状況が各施策に反映されるには多少の時間のずれがあったとしても、厳しいことには変わらないわけであります。市長が市政執行方針で述べているように、困難があっても正面からそれに立ち向かい、自立の道が最善の選択であることの具体的な、そしてまた確固とした展望が必要だと思っておりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

また、自立に向けたまちづくりには、市職員と一丸となって取り組まなければなりません。そのためにも市長と市職員の強固な信頼関係が必要だと思っておりますが、どのようにしようとしているのか。さらにまた、当初計画した自立プランが予想以上厳しい財政状況により、大幅な変更を余儀なくされ、市民負担も大きく増加し、今後も一層厳しくなることも予想されますが、市民にはどのように理解

してもらおうとしているのかお尋ねいたします。

2つ目は、財政の見通しについてであります。政府による経済財政運営と構造改革に関する基本計画2003、いわゆる骨太方針第3弾では04年から06年度の3年間に地方向け国庫補助負担金をおおむね4兆円を廃止、縮減することを中心に、地方交付税制度の見直しを三位一体で進めていくことを打ち出し、これに基づき新年度予算に盛り込まれた国庫補助負担金の縮減は1兆0,313億円となり、また地方交付税交付金は実際に地方に配分される額では1兆1,832億円の減、臨時財政対策債は4兆1,905億円と大幅に減額されています。このため、本市においては地方交付税では1億4,900万円、臨時財政対策債では2億2,000万円の減額となり、非常手段として財政調整基金を取り崩したり、またその積み立てを中止しています。昨年10月に作成した自立のシナリオによれば、10年後の平成26年には5億円の黒字、平成32年には26億円の累積での黒字が見込まれています。

しかし、予想を大幅に上回る国の財政的な措置により、自立のシナリオは再検討をしなければならないと思いますが、今後の財政への見通しをどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

3つ目は、市民負担についてであります。市長は、市政執行方針の中で、市民の皆さんには一定の負担や痛みを分かち合うことをお願いしたいと述べておられますが、どの部分をどのようにしようとしているのか、具体的にお尋ねいたします。

4つ目は、福祉のまちづくりの基本についてであります。市長は、自立のまちづくりの重点課題の1つとして福祉のまちづくりを掲げています。

しかし、新年度予算を見るなら、多くの福祉施策で予算の削減が行われています。市民負担の増加は、福祉にかかわっている人ほどその負担が大きくなり、市民生活が一層深刻なものになります。これは、市長の掲げる福祉のまちづくりとは大きくかけ離れていると思いますが、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

5つ目は、自立に向けての首長としての決意についてであります。市長は市政執行方針の中で国の財政政策により、地方財政は破たん危険性をはらんでいると述べています。この点については、私も全く同じ意見であります。地方財政の危機を乗り越えるためには、国の財政政策を地方に目を向けさせるように、国に対し、強い姿勢で臨まなければならないと思いますが、これには並々ならない決意が必要だと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

大綱質問の2点目、教育行政について教育長にお尋ねいたします。その1つ目は、学校教育の基本についてであります。小泉首相は、施政執行方針の中で、教育基本法の改正について、国民的な議論を踏まえ、精力的に取り組むとして本腰を入れる構えを示しています。教育基本法は、教育の目的に人格の完成を置き、平和な国家及び社会の形成者の育成を掲げています。また、国家権力による不当な支配を排除しています。これらの民主的な理念や原則は、戦前の教育が侵略戦争を支える人

づくり、兵士づくりの場となったことへの反省から生まれたものであります。

小泉首相が教育基本法を改正するというのは、憲法に基づく民主教育の理念や原則の改変を意味します。再び戦争をする国にするなど憲法と教育基本法の改悪に反対する運動が起こっていることは、当然のことです。教育基本法改悪の重大な中身の1つとして国が教育振興基本計画をつくり、教育内容にまで踏み込んで統制することがねらわれています。このことは、国家権力による不当な支配の排除という教育基本法の命ともいべき原則への挑戦であります。国が教育内容に介入すれば、子どもと教育にとってどんな悪影響を招くか、学習指導要領の押しつけなどが教育の現場の矛盾を一層深刻にしてきたことを見ても明らかであります。

政府、自民党は、教育をめぐる矛盾や困難の原因を教育基本法にあるかのように言って、改悪を進めようとしています。しかし、見直しには道理も根拠もありません。むしろ政府が民主的教育の理念を踏みにじってきたことこそ重大であります。人格の完成を教育の基本目的に置くというのは、子供の成長と発達を何よりも大切にすることです。ところが、自民党政府が長年続けてきた世界でも異常な競争主義の教育は子どもの心と成長を深刻に傷つけています。1月末に国連子どもの権利委員会が日本政府に対して行った勧告でも過度に競争的な教育制度によって子どもの身体及び精神的な健康に悪影響が生じていると厳しく批判しています。学校教育に重大な影響をもたらす教育基本法の改悪について、教育長はどのようにお考えなのかお尋ねいた

します。

2つ目は、学校選択制についてであります。最近近隣の幾つかの市において、学校選択制が導入されようとしています。これは、小中学生がこれまでの学区の枠を超えて生徒あるいは保護者の希望により、同じ行政区であれば希望する学校に入学できるとしたものであります。これは、いまでも過度に競争的な教育制度によって子どもの身体及び精神的な健康に悪影響を生じていると、国連子ども権利委員会より指摘されている教育制度に一層拍車をかけ、子ども同士の競争意識をおおるものであります。この制度を導入しようとしている市では、保護者や地域の人たちとの十分な合意のないまま見切り発車をしようとしており、多くの保護者からの不安の声も新聞報道などで報じられていますが、本市においてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

3つ目は、不登校及び校内暴力の状況とその対応についてであります。不登校については、これまでもさまざまな改善の努力がされてきていると思いますが、現状ではどのような状況にあるのかお聞きいたします。

また、校内暴力は学校にとっても児童生徒にとっても、また家庭においても深刻な問題であり、時には大きな社会的な事件に発展することもしばしばあります。本市の小中学校ではどのような現状に置かれているのか、またどのように対応しているのかお尋ねいたします。

4つ目は、放課後児童施設、いわゆる学童保育についてであります。たび重なる不況による家庭経済の悪化による共稼ぎが増加の

一途をたどる中で学童保育に入所する子どもたちもふえています。入所を希望したが、定員いっぱいに入れなかったという声もしばしば聞こえます。本市においては、昨年東地区において定員数を2倍の60名にふやし、東小学校に隣接して施設を設置するなど改善の努力はされていますが、現状ではどのようなになっているのか。

1つには、現在の各施設の定員数について。

2つには、入りたくても入れない、そうした待機者がいるのか、現状はどうなっているのか。

3つには、新年度からの見通しがどうかについてお尋ねいたします。

5つ目は、学校図書館の利用状況についてであります。21世紀の社会を支える子どもたちの健全育成に、良書に親しませることは極めて重要な問題です。子どもたちの思考力、創造力を高め、人に対する思いやりの心、感動する心を育てるためにも読書は大きな役割を果たします。各学校では、子どもたちの読書意欲を高めるための努力はされていると思いますが、そのための取り組みをどのように行っているのか、また全国平均と比較して子どもたちは年間1人当たり何冊の本を読んでいるのか、1人当たりの図書の冊数は標準と比較してどうか、さらに図書の更新はどのように行われているのかお尋ねいたします。

6つ目は、司書教諭についてであります。学校図書館法の改正により、平成15年4月から12学級以上の小中学校に司書教諭の配置が義務づけられていますが、本市の各学校ではどのようなになっているのか、またどんな

職務を行っているのか、さらにまた司書教諭の資格は必要なのかについてお尋ねいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、自立に向けた取り組みについてでございますが、本市が目指す方向を、これまで築いてきた歴史や文化を大切に、将来に引き継ぐ、かけがえのない財産や地理的に有利な点をいかす、少子高齢化に対応した美唄らしい「福祉のまちづくり」を続けるという3点を基本とし、「福祉」「環境」「交流」「経済振興」に重点を置き、自立に向けた美唄づくりを進めていくことといたしております。

また、この取り組みに当たっては、庁内LANなどを活用し、職員の意見を把握するなど意思の疎通を図るほか、市民の皆さんには情報を共有し合い、自立推進計画の策定に参加をいただき、自分たちのまちは自分たちで作り上げていくことを基本に、個性と活力に満ちた協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、財政の見通しについてでございますが、本市の財政は市税収入などの自主財源が少ないため、国からの交付金である地方交付税に大きく頼る構造になっております。これまで人件費の縮減や事業の見直しなどに努めてまいりましたが、長引く景気の低迷等による市税の減収、地方交付税の減額などにより大変苦しい財政運営となっております。

平成16年度の予算編成に当たりましては、自立に向けたスタートの年として内部管理経

費の徹底した節減や事務事業の見直し、人件費の見直しなど、より一層の行財政改革に取り組みましたが、市税をはじめ、地方交付税などが大幅に減少することなどから、財政調整基金ほか4基金からの繰り入れなどや債務負担行為の支払いを繰り延べすることで対応したところでございます。今後の財政見通しにつきましては、三位一体の改革などによる地方交付税の削減が引き続き進められるものと予想されることや税収の回復は見込まれない状況にあることから、大変厳しい財政状況が続くものと想定をしているところでございます。

このため、平成16年度予算に基づく新しい財政推計を反映させた自立推進計画を作成し、自立に向けた持続可能な財政構造の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民負担についてでございますが、平成16年度においては受益者負担の観点から住民票交付手数料の引き上げ、公民館使用料の有料化、市民会館使用料免除措置の見直し、高齢者インフルエンザ接種料の見直しを図ることといたしております。

今後におきましても、自立のシナリオに基づき各種使用料・手数料などを見直していくこととなりますが、具体的な実施項目、実施年度等につきましては今後作成を予定している自立推進計画の中で明らかにし、まちづくり地区懇談会などを通じ、市民の皆さんに説明を行い、ご理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉のまちづくりについてでございますが、急速に進む少子高齢化の中で、すべての市民が住み慣れた地域で生涯を通じて健

康で安心して暮らしていくためには、個人の人格と個性を尊重することを基本として、市民、事業者、市が共通の認識に立ち、それぞれの役割りを担いながら、ともに支え合う地域社会をしっかりとつくっていくことが求められております。

このため、市といたしましては、厳しい財政状況にはありますが、このような観点から地域の生活課題解決に向けた住民みずからの取り組みや組織づくりを支援するほか、子育て支援や高齢者の介護予防などの重要課題に重点的に取り組むこととし、地域におけるさまざまな地域資源を活用した「本市の実情に応じた支え合う地域社会」を市民の皆さんとともに作り上げていくことを基本的な考えとして福祉のまちづくりを進めていく考えでおります。

次に、自立に向けた決意についてでございますが、現在進められている「三位一体の改革」は全体像や改革の工程が示されておらず、地方分権改革が目指す税源移譲と権限移譲が一体的に実現されていない状況でございます。

今後このような状況が続くと、本市だけではなく、財源不足に悩む全国の市は危機的状況に陥ってしまうと考えられるため、去る2月23日に全国市長会として「三位一体改革に関する緊急要望」を総務省に提出し、大都市圏、地方圏、いずれの都市も納得できる「三位一体の改革」が推進されるよう要望したところでございます。私は、行財政改革を進めるとともに、市民の皆さんと創意工夫を重ねながら全力を挙げて自立に向けた美唄づくりに取り組む決意でございます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 長谷川議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、学校教育の基本についてですが、教育改革が一層加速する中、教育基本法の見直しなど我が国の教育の根幹をなす法律、制度の改正については、今後も議論が続くものと承知しておりますし、引き続き注視していかなくやならないと考えております。

また、学習指導要領の基本的なねらいである生きる力の育成は、これまでも知識偏重の傾向や過度の受験競争を反省したものであることを忘れてはならないと受けとめております。

教育委員会といたしましては、こうした時代の流れを的確にとらえながら、常に基本を見据えた新しい時代の学校教育の創造に取り組んでいかなくてはならないと考えているところでございます。それは、変化の激しい社会にあって、時代を超えて変わらない価値のあるもの、すなわち不易と、時代の変化とともに変えていかなくてはならないもの、すなわち流行とを見きわめた教育を進めていくことであると、このように考えているところでございます。

次に、学校選択制度についてですが、現在岩見沢市と江別市が導入に向けて取り組んでおりますが、その趣旨は学校を選択するという手段を通じて、教育環境を整備するとともに、魅力ある学校づくりを進めて、学校の活性化を図ることにあると受けとめております。教育委員会といたしましては、現行の通学区域制度の中で保護者の希望があった場合は、弾力的な運用によって対応しているところであり、各学校がそれぞれ特色ある学校

づくりを進めていくように指導、助言にも努めておりますことから、現在のところこの制度の導入は考えていないところでございます。

次に、不登校の状況についてですが、平成15年度は現時点で不登校児童数は小学生2名、中学生15名、計17名となっております。このうち適応指導教室に通級する児童生徒数は、中学生6名となっており、不登校児童生徒数は14年度とほぼ同数となっております。

教育委員会では、本年度各学校や家庭はもとより、空知教育局、児童相談所、子育て支援センターなど関係機関との連携を強化しながら1人ひとりの状況に応じた指導に努めてきたところでございます。

次に、校内暴力等につきましては、平成15年度は現時点で対教師暴力が1件、いじめが1件となっております。いずれも学校と教育委員会が連携を密にしながら、警察や児童相談所の協力を得て、早期の解決に努めてきたところでございます。教育委員会といたしましては、不登校及び校内暴力等の問題は、本市の重要な教育課題と考えておりますことから、子供の健やかな成長を考える集いの実施など、学校、家庭、地域社会と連携を図り、その根絶を目指すとともに各学校がこれらの問題に組織的に対応していけるよう一層の指導、助言及び支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、放課後児童についてですが、現在の入所の状況は東地区では定員数60名に対し、入所数59名、中央地区は定員数40名に対し、入所数38名、南美唄地区は定員数30名に対し、入所数13名となってお

り、3施設とも待機している児童はおりません。新年度の申し込み状況は、東地区67名、中央地区43名、南美唄地区11名となっております。2地区で定員をオーバーしているものの、各施設の日々の受け入れ状況や年度途中の対処状況を踏まえまして、弾力的な運用で希望者を受け入れてまいりたい、このように考えております。

次に、学校図書館についてであります。本年度も市内すべての小中学校が学校図書館の活用を奨励するため、図書委員会等による蔵書の整備と貸し出し、啓発ポスターの作成、長期休養前の読書指導などに取り組んでおります。

また、全校一斉の読書活動を実施している学校は小学校1校、中学校4校となっております。

次に、昨年度の児童生徒1人当たりの平均貸し出し冊数は10冊未満が小学校5校、中学校6校、10冊以上20冊未満が小学校3校となっております。

次に、昨年度の児童生徒1人当たりの蔵書数は、平成4年度以降増加はしておりますが、小学校の標準約34冊に対して約18冊、中学校は標準約52冊に対しまして、約22冊となっております。

なお、図書の更新につきましては、各学校とも児童生徒の希望と年間の予算に応じて新刊図書等を購入しており、昨年度は全体で644冊を購入し、977冊を廃棄しております。

次に、司書教諭についてであります。学校図書館法に係る政令により、平成15年4月から12学級以上の小中学校にその配置が

義務づけられているところでございます。本市におきましては、12学級以上となる中央小学校に2名、東小学校に3名、その他12学級未満ではありますが、美唄中学校、南美唄中学校、茶志内中学校に各1名、東中学校に2名の学校図書館司書教諭資格を有する教諭が配置されております。司書教諭の職務につきましては、学校図書館の整備や読書指導はもとより、学校における情報化及び情報教育推進の一翼を担うことが求められております。

また、司書教諭の資格につきましては、教員の免許状を有するものが所定の講習を終了することにより認定されることとなっております。

●議長中西勇夫君 9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君 自席から何点かについて再質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、市長に質問させていただくわけですが、すけれども、自立に向けてのまちづくりの基本ですけれども、自立推進計画をつくっていくんだということなわけです。私は、当然そうした計画はつくっていかねばならないと思ひますし、同時にそれを実際に実効あるものとしていくという上でどうしても欠かせないのが、いわゆる市長、また市職員、市民、そうした三者一丸となった取り組みが必要だと思ひわけですけれども、とりわけこうしたさまざまな施策を行っていく上で、市長と市職員との信頼関係、このことが不可欠でないかというぐあいと思ひわけです。

私は、昨年7月に総務常任委員会の行政視察で福島県の矢祭町の視察に参加させていただいたわけですが、会場には根本町長

や、また数人の町役場の職員もここに出席されていて、自立に向けての町の施策をいろいろ説明を受けたわけです。その中で感じたことは、町長と町職員が非常に強い信頼関係で結ばれていると、そういうことを本当に肌身で感じたわけです。新聞報道などでご承知と申しますけれども、根本町長は自分の給料も含めて三役の給料を総務課長と同じ水準まで下げたということなんです。だけれども、町の職員の給料は下げなかったわけです。このことは、町長が職員の生活に大きな責任を持っているということ、これはもう町長がたびたび口にしていましたけれども、同時に職員にすれば、町長は自分たちの生活、本当に真剣に考えてくれているんだと、そうしたことがこうした信頼関係にあらわれているんじゃないかというぐあいに思うわけです。根本町長がいろいろお話の中で愚痴というのか、ジョークだと思うんですけれども、たびたび言うことが、こういうこと言うんです。いや、うちの職員は私がこうやれ、ああやれって言ったってなかなかすぐやってくれないんだと、そういうことを言うんです。それを職員の前でよそから来たお客さんを前にして、よそから来たお客さんというのは私たちですけれども、そうしたことを時々口にするわけです。これは、私はジョークだと思っているんですけれども、そうしたジョークを言っても、職員と町長との信頼関係にはいささかもひびが入らないという、非常に強固な自信が町長にあるからこそそうしたジョークを飛ばすことができるんだというぐあいに思うんです。ジョークであっても、そうしたことは普通言わないんです。だけれども、それをたびたび

口にすると、やっぱりそういうところに非常に強い信頼関係があるというぐあいに受けとめているわけです。

美唄においても、こうした推進計画を進めていく上で、市長と市職員との信頼関係を強固にしていかなければならないというぐあいに考えているわけですが、私は率直に市長にお尋ねするわけですが、市長は職員を全面的に信頼しているということが言えるかどうかと。市長からお答えしていただきたいですけれども、同時にまた市長は職員から全面的に信頼されていると思うかどうかということについて、端的にお尋ねしたいと思います。

それから次に、福祉のまちづくりの基本ですけれども、市民負担の分でもいろいろ市長がご答弁されているわけですが、私はさまざまな市民の負担の中で、とりわけ福祉にかかわっている人たちに対する負担というのは、同じ負担でもそうした人たちには、非常に直接生活に響く深刻な問題だというぐあいに思うわけです。予算書を見ますと、社会福祉総務費にしても、在宅福祉費にしても、老人福祉費にしても、軒並み福祉予算が減額されているわけです。1つひとつの事業については詳しく述べませんが、そうしたさまざまな福祉施策で大幅な減額というか、切り詰めが目立っているというぐあいに思うわけです。こうしたことから、高齢者や障害者に優しいまちづくりを進めるということであれば、こうした福祉切り捨て施策につながるような政策は行うべきでないというぐあいに考えておりますけれども、その点について再度お答えいただきたいと思っております。

それから次に、首長としての決意ですけれども、改めてお尋ねするわけですけれども、この市政執行方針の中でも、地方財政の危機というのが国の施策にあるということが言われておりますけれども、そうであるなら国に対する働きかけも並々ならない決意が必要だと思ふわけです。

先ほど矢祭町の根本町長、この人はその説明の中でたびたび口にするのが、国に対する非常に明確な態度をとっているということですから。自立に向けての取り組みの自信がそうした国に対する強い姿勢によって裏づけられていると、そうした印象を受けているわけですけれども、こうした自立を進めていく上ではやはり国に対する強い姿勢、これは並々ならない決意を持って臨んでいかないとかならないと思ふわけですけれども、この点についていま1度お尋ねいたします。

次に、教育行政について教育長にお尋ねいたします。最初に、学校教育の基本についてでありますけれども、自民党と民主党の国会議員が結成した教育基本法改正促進委員会があるわけです。これは、与野党の枠を超えて、教育基本法改悪の実現を図る議員連盟ですけれども、この最高顧問に名前を連ねているのが森喜朗元首相なわけです。この元首相は、首相の在任中にどういうことを言ったかという「日本の国は、天皇を中心にして神の国であることを国民に承知してもらおう」と、これは4年前の5月にそうした発言しているわけですが、この人が最高顧問になっているわけです。

それから、この神の国発言と同じような発言をしているのが、民主党の西村眞悟衆議院

議員です。この人は、どういうことを言っているかということ「お国のために命を投げ出しても構わない日本人を生み出す。お国のために命をささげた人があって祖国があるということ子どもたちに教える、これに尽きる」と。お国のために命を投げ出すことをいとわない機構、つまり国民の軍隊が明確に意識されなければならない、この中で国民教育が復活していくと、こう言っているわけです。国のために死ぬことを子どもたちに教え込む、こうしたことがいまのこの民主主義の社会の中で言われていると、これはもう重大な問題だと思ふわけです。命の喜び、人と人との間で生きていくことのすばらしさ、あるいは社会や自然についての科学的な認識、そうしたことを子どもたちが学ぶことを助けるのが教育だと思ふわけです。これは、人格の完成を教育の目的に据えた教育基本法が掲げている理想なわけです。こうした西村衆議院議員の論理は、いざというときには天皇を助けて命がけで戦うのが最大の義務であると、こうした戦前の教育勅語に共通する考え方だと思ふわけです。

教育基本法を制定したとき、これ戦後ですけれども、文部省が中心になってまとめた解説書で、このように書いているんです。「国家を唯一の価値の基準とし、国家を超える普遍的な政治連盟を無視する教育を行った結果、自国の運命を第一義的に考え、国際間の紛争を武力を持って解決しようとする武力崇拜の思想が教育の中に侵入してきた。このような教育は、我が国をして世界を相手とする戦争にまで追い込み、今日の敗戦の災いを招くに至った有力な一因をなした」。これが文部省

が出していた教育基本法の解説なわけです。こうした教育基本法が制定された当時のこの精神に全く相反する、そうした動きがいま強まっているわけですが、そうした動きに対して教育長としてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、不登校、校内暴力の問題ですが、2年前に大阪で小学校6年生の子どもが餓死するという事件が起きたわけです。これは、母親が子どもに食事をさせなかったということで餓死したわけですが、その裁判がつい最近始まったわけですが、この子供の通っていた学校ではどういう認識していたかという、母親から子どもが病気なんだと、だから学校を休ませますと、そうした連絡がされていたわけです。だから、学校では病気だと思っていたわけです。

しかし、実際病気だとすれば、どこの病院に通っているのか、あるいは医者からの診断書があるのかどうかという、そこまで詰めた調査というのはやっていないんでなかったというぐあいと思うわけです。もしそれをやっていれば、こうした餓死するという悲惨な事件にはならなかったと思うわけです。こうした点から、不登校、学校に来ていない子どもたちの実際の生活状況、家庭での状況あるいは地域での状況、こうしたことを正確に把握すると、そして適切に対処するということが非常に重要だと思うわけですが、その点についてどのようにしているのかお尋ねいたします。

それから次に、校内暴力の問題ですが、この校内暴力、これは学校だけの問題でなくて、家庭や地域の中でも非常に深刻な問

題だと思っておりますし、その根絶のためには学校あるいは家庭、地域、一体となった協力関係が必要だと思うわけですが、学校として取り組んでいく上で非常に重要な問題としてあるのが、いわゆる教師と生徒との信頼関係、これなしにはそうした暴力を根絶するということができないのではないかと、いうぐあいに思うわけです。最近よくテレビや新聞に報道されるわけですが、いわゆる教師による生徒に対する体罰、これが時々報道されるわけです。校内暴力、いわゆる暴力を否定するという考え方、しかし実際に教師自身が暴力を肯定する、そうした一部の教師がいるのは事実なわけです。あるいはもう1つは、先日吉岡議員の方からも出されましたホームページ、道徳教育の中での不適切なやり方、そうしたことが生徒と先生の信頼関係を大きく損ねていっている、そうした要因になっているというぐあいと思うわけです。だとすれば、校内暴力を根絶するという上では、そうした信頼関係をどう築いていくのかということが不可欠な問題だと思うわけですが、その点についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

それから、学童保育、いわゆる放課後児童施設ですが、時々ですが、そうした施設、何力所かのぞかせてもらうことがあるわけですが、中央小学校のそばにある、いわゆる児童館を使用しての放課後児童施設があるわけですが、中に入ってみると、非常に建物自体が老朽化しているということもあります。中が本当に狭いという感じ、また暗いです。また、指導員の部屋というんですか、学校でいえば職員室に

当たると思うんですけれども、そこの部屋も本当に狭い。そうした中で、子供たちが本当に伸び伸びと過ごせるのかどうかということでは、やっぱりかなり気になるところなわけです。そうしたあそこの児童館を利用する施設、あのままでいいのかどうかと、あるいはどのように改善しようとしているのか、その点についてお聞きいたします。

それから、学校図書館の利用状況ですけれども、図書の更新については1,644冊購入したということですが、市内の小学生、中学生合わせると大体2,500人ぐらいになるんでないかというぐあいと思うんですけれども、その生徒の数からいえば1人当たり冊数にして1冊までならないんです。0.65冊ぐらいしかない。非常に少ない購入数でないかというぐあいに思いますし、また図書の置く冊数の標準から見て、半分以下という状況は、これがいまの学校図書館の置かれている状況だと思うわけです。

そうした中で、先生方もいろいろと司書教育など中心にしながら、子どもたちの読書意欲を高めるための努力、さまざまにされていると思うんですけれども、私時々、全部の図書館は見ていませんけれども、幾つかの図書館をのぞいた中での印象なんですけれども、かなり古い本があるんです。古いから悪いということではないです。たとえば児童文学だとか、あるいは子供向けの小説だとか、そういうものは古くても一向に構わないんですけれども、ここ20年、30年のスパンで見ると、特に非常に目覚ましい発展をしているのが、いわゆる自然科学の分野、たとえば天文学だとか、原子物理学だとか、自然科学では

ないんですけれども、たとえば歴史、社会の部分なんかでも、いまの到達している理論水準というか、この状況から見て非常に置かれている図書の中身がおくれている中身だというぐあいに思うわけです。

子どもたちにすれば、いろいろ学校での勉強だとか、そういうものもありますけれども、日常、ふだんにさまざまな疑問というか、素朴な疑問を持っているわけです。たとえば夜、空を見ていろいろの星見ながら、宇宙はいつ生まれたんだろうかと、それからどれだけの広がりあるんだろうかと、そういうだれでも思う率直な疑問があると思うんです。それに答えられる、子ども向けに解説している図書が余り見当たらない。

子どもたちの疑問の中で、たとえばどうして地震が起きるんだろうか、どうして噴火が起きるんだろうかということも日常の中での疑問というのはあると思うんですけれども、そうした地震のメカニズムを解明している、いわゆるプレートテクトニクスなんかの、そうしたここ20年ぐらいの間でずっと定着してきたそういうものについての子ども向けの解説書というか、そういうのも余り見当たらない。

それから、日本人がこの日本列島にいつから住んでいるんだろうかと、大昔の人たちどういう暮らしをしているんだろうかと、そういうことなんかでも、三内丸山遺跡の問題に関連するような、そういう書籍も余り見当たらない。

そうした20年、30年ぐらいの間で急速に発展してきているさまざまな知識あるいは理論的な到達、そうしたものが子どもたちが

自分で勉強しようと思っても、なかなかそれが見つかることできないという問題もありますし、もう1つはそうした古い書籍の中にはいまと違った理論が展開されているわけです。そうすると、そうしたことを見た子どもが間違った知識を身につけると、そうした危険性もないわけじゃないというぐあいには思います。そうした点では、図書を更新というのはやっぱりもっとも真剣に考えていっていいんでないかというぐあいに思いますし、そのことが子どもたちを育てていく大きな問題だと、課題だというぐあいに思うわけです。その点について、どのようにしようとしているのか、お尋ねいたします。

それから、最後になりますけれども、先ほど市長にお尋ねした質問の中で、市民負担について質問をしたわけですが、教育長に質問するのは、いわゆる公民館、市民会館のこの有料化の問題です。市民負担の部分では、たとえば住民票の交付の手数料だとか、そういういろんな負担もあるんですけれども、住民票交付の手数料というのは、たとえばそうそう、いつも住民票をとるわけではないから、同じ負担するにしても、それほど目立った大きなものじゃないと思うんですけれども、こうした市民会館だとか、公民館の使用料を有料化するということは、非常に大きな問題だと思うわけです。場合によっては、そのサークルや団体の運営にも支障を来すようなことにもなりかねない、そうした内容を含んでいると思うんですけれども、そうした中でこうした公民館、市民会館を利用しているサークルや団体に対してどのように理解を求めてきているのかと、どのような話し合いをし

てきているのかと、そしてまたそういう人たちがどのように理解得られたのかということについて教育長の方からお答えいただきたいと思っております。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 長谷川議員の再質問にお答えいたします。

初めに、自立に当たっての、特にいまこういう時期に職員と私との信頼関係についてでございますけれども、当然組織というのは平時ではなくて、危機の、いまのこういうときこそお互いに信頼関係を持って、そして職員は前に出ると、そういうものがやはり一番私は必要だと思っております。「我以外皆我が師なり」という言葉が私は好きなんですけれども、そのとおり私できているかどうかというのはいつも考えさせられているんですけれども、やはり市役所というのは私がリーダーシップをとってやるわけですが、当然職員が自発的にそれぞれ仕事に取り組むと。いま行政経験としては、私は長いですから、当然いろんな形で、いまちょうど議会の勉強会なんかで夜遅くやっていますけれども、私も厳しいことも言います。ただ、いろんな冗談も言う。そういう形で私が来て7年余、私自身職員との信頼関係というのは築かれてきているというふうに確信を私はしております。

ただ、今後さまざまな改革や取り組みを進めていく上で、これまで以上に私と職員との信頼関係というのは不可欠でございますので、十分その辺のことについてこれからも十分な意を用いてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、福祉のまちづくりについてござい

ますけれども、議員いろいろと予算上の金額的なもの等々でお話ございましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、平成16年度の福祉予算につきましては、先ほど申し上げた基本的な考え方によりまして、高齢者の介護予防など、いま一番市に求められている地域課題に対応するため、事業の重点化に努めているところでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

次に、こういう財政状況の中であって、いわゆる税源移譲など三位一体の改革について、もっとしっかりやれということでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、全国市長会として2月23日に総務省の方に提出をしております。

また、今回の市政執行方針の中で、まずこういうことは初めてじゃないかと思っておりますけれども、私は、地方にとって納得できる三位一体の改革が行われるよう、強く望むものであると、私の意思表示もしております。先般、国の方に、あるいは関係のところにて特別交付税の要請に行ってまいりましたけれども、そのときにそれぞれお会いした方に、これまでの美唄の置かれたいろいろな状況、特に石炭産業が終わった後、産炭地域臨時措置法というものも切れてしまいましたし、当然大きな産業がなくなり、そしていま新たないろいろなものが出てくるときに、ちょうどこういう過疎地域というのは大変厳しいということはそれぞれお会いした方に説明もして、実情も訴えてきているところでございます。これからも、そういう形で十分に国なりそれぞれの関係者に実情等を訴えて、そして少しでも三位一体というものが本当の三位一体改革になるよう

に、私自身も努力をしていきたいと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員の再質問に順次お答え申し上げます。

初めに、学校教育の基本についてでございますけれども、教育基本法は、戦前の教育におきましては見失われがちでありました真理の尊重、人格の完成を目標として、我が国の教育理念と基本原則を確立するために制定されたものであります。改正の議論につきましては、改正推進委員会をはじめ、国民各層にもさまざまなご意見がありますことから、今後も十分に議論が深められていくものと考えております。この法律は、我が国の教育の根幹をなす法律でありますことから、今後の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

次に、不登校、児童生徒の状況把握についてであります。各学校におきましては児童生徒が欠席の場合に担任が保護者からの届け出の有無を確認し、理由等に心配のある児童生徒に対しては、電話連絡や家庭訪問によりまして、その状況を確認しているところでございます。その上で、確たる理由なく欠席日数がさらに長期にわたる場合は、家庭との連絡を密にするとともに、子育て支援センターとの連携のもと地域ケア会議における情報交換や児童相談所による相談や一時保護など、それぞれのケースに応じた対応を行ってきたところでございます。教育委員会といたしましては、引き続き各学校に対し、不登校児童生徒の状況の的確な把握に努めるとともに、安全確保を第一とした対応に努めるよう指導、

助言を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、校内暴力等に対応する上での教員と児童生徒との信頼関係につきましても、何よりも各教員が確かな指導力と豊かな人間性を身につけ、子どもたち1人ひとりに愛情と熱意が伝わるよう日々の指導に当たらなくてはならないものと考えております。そのためには、わかる授業づくりとともに日常観察や子ども1人ひとりとの対話などが大切でありまして、真の信頼関係はこうした日々の教員の姿勢によって培われていくものである、このように考えております。

また、場合によっては地域との連携ということも必要になりますけれども、この点につきましては、教育委員会といたしましては市民の皆さんと、地域の子どもは地域で育てるという意識を共有しながら、市全体で青少年の健全育成ということに取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、児童館、放課後児童施設についてでございますけれども、児童館におきましては来館児童数や放課後児童、1日平均約40名利用しているために、生活や運動を行うには狭隘な状況となっております。

また、体育室など老朽化しておりまして、子どもたちの安全で安心な放課後生活が送れるよう、場の確保について検討をしてきたところでございます。その結果、勤労青少年ホームを放課後児童施設として利用し、児童の健全育成に努めてまいりたい、このように考えているものでございます。

次に、学校図書館についてであります。

学校図書館の蔵書はただいまのお尋ねにありましたように、必ずしも子どもたちや時代の要請にこたえたものになっていないというのが現状でございます。今後におきましては、図書整備に加え、すべての学校に設置されたインターネット及び市立図書館や移動図書館の活用を通じて総合的な学習の時間や各教科の学習における子どもたちの主体的な学習意欲、要望にこたえてまいりたい、このように考えているところでございます。

それから、最後に公民館などの市民負担についてのお尋ねでございますけれども、公民館につきましては平成15年2月のサークル全体会議におきまして、平成16年度からの有料化について市の考え方を示し、その後それぞれのサークルに対しましても、有料化などについて説明し、理解を求めてきたところでございます。さらに、今年2月26日のサークル全体会議におきましても、再度市の考え方についてご説明を申し上げましてお願いをしたところでございます。

また、市民会館につきましても、減免措置の見直しについて利用団体の皆様にご理解をいただけますように説明に努めてきたところでございます。

●議長中西勇夫君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。本日はこれをもって延会いたします。

午後 2 時 4 3 分 延会